

第2次 木津川市教育振興基本計画 (最終案)

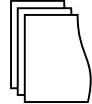
～ 共に「学び」「喜び」「成長し」
未来を力強く生きる“きづがわっ子”～



木津川市教育委員会

目 次

第1章 計画の改定にあたって	2
第1節 背景	3
第2節 基本的な考え方	4
第3節 計画の位置付け	4
第4節 計画の期間と対象範囲	6
第2章 木津川市の教育をめぐる状況	8
第1節 第1次計画の成果と課題	9
第2節 木津川市の教育等を取り巻く状況	13
第3節 児童生徒の学習や生活の状況	20
第3章 木津川市の教育の基本理念	34
第1節 木津川市のめざす教育	35
第2節 将来にわたりはぐくみたい力	37
第4章 施策の推進の視点	38
第5章 重点目標と施策の基本的方向	42
重点目標1 「個別最適な学び」と「協働的な学び」	45
重点目標2 多様性を尊重し合う豊かな人間性	52
重点目標3 健やかな体の成長	66
重点目標4 持続可能な社会を築く生きる力	74
重点目標5 学びを支える教育環境の整備	87
重点目標6 地域を学び、家庭・地域とともに生きる	96
第6章 計画の実現に向けて	106
資料	108
○ 用語解説（50音順）	109
木津川市教育振興基本計画策定委員会条例	125
木津川市教育振興基本計画ワーキンググループ設置要綱	128



第1章

計画の改定にあたって

第1章 計画の改定にあたって

第1節 背景

平成 18（2006）年 12 月に改正された教育基本法（平成 18（2006）年法律第 120 号）第 17 条第 1 項において、国の教育の振興に係る基本的な計画を定めることが規定されました。これを受け、国においては平成 20（2008）年 7 月に「教育振興基本計画」、平成 25（2013）年 6 月に「第 2 期教育振興基本計画」、平成 30（2018）年 6 月に「第 3 期教育振興基本計画」、令和 5（2023）年 4 月に「第 4 期教育振興基本計画」が策定されました。

一方、同条第 2 項では、地方公共団体は、国の教育振興基本計画を基にしながら、地域の実情に応じた教育の振興に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないとされています。

京都府教育委員会においては、平成 23（2011）年 3 月に「京都府教育振興プラン」、令和 3（2021）年 3 月に「第 2 期京都府教育振興プラン」が策定されました。

このような中、木津川市教育委員会では、国や京都府の計画を参照しながら、本市ならではの教育を推進し、本市の未来を築き、力強く生きる“きづがわっ子”を育てるための「木津川市教育振興基本計画」～生きる力をはぐくみ 新しい時代を拓く“きづがわっ子”を目指して～（以下、「第 1 次計画」という。）を、平成 26（2014）年 3 月に策定し、平成 31（2019）年 3 月に中間見直しを行い「木津川市教育振興基本計画（後期）」（以下、「第 1 次計画（後期）」という。）を策定しました。

第 1 次計画の策定から 10 年が経過し、教育を取り巻く環境が大きく変化するなか、これまでの教育に対する取組の課題を整理した上で更なる充実を図り、本市の教育がめざすべき子ども像や学校・園、保護者、地域が一体となって創造する教育の方向性及び目標を明らかにし、具体的な施策等を示すため「第 2 次木津川市教育振興基本計画」を策定するものです。

第2節 基本的な考え方

現代は将来の予測が困難な時代であり、その特徴である変動性、不確実性、複雑性、曖昧性の頭文字を取って「VUCA」の時代とも言われています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響やロシアのウクライナ侵攻による国際情勢の不安定化は、予測困難な時代を象徴するような事態だと言えます。一方で、人工知能（AI）、ビッグデータ、ロボティクス等の先端技術が高度化し、あらゆる産業や社会生活に取り入れられた超スマート社会（Society5.0）の時代が到来しつつあるとも言われています。

また、子どもたちの世界では、いじめ、不登校、ゲーム依存、コミュニケーション不足の問題など、人と人との相互理解や協働の精神の希薄化が危惧されるところです。

令和3（2021）年の中央教育審議会 答申「令和の日本型教育」には、“誰一人取り残さない”ことを大きな理念として、“個別最適な学び”“協働的な学び”的実現を掲げています。

本市の教育を推進するにあたっては、この趣旨を十分踏まえ、本市の子どもたちが大きく変化する社会に適切に対応し、多様な人たちと共に幸せに生きていく力を培うことが大切であると考えています。

木津川市教育委員会では、こうした状況を踏まえ、平成26（2014）年3月に策定した「第1次木津川市教育振興基本計画」の成果と課題を整理するとともにめざす子ども像や教育の目標を明確にし、今後10年間の本市教育行政の基本的な方向を示すため本計画を策定するものです。

第3節 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく教育振興基本計画として、国の教育基本計画や京都府教育振興プランを参照しつつ、本市の教育振興のための施策に関する基本的な計画とします。

また、本市の最上位計画である「第2次木津川市総合計画」のもとで、教育に関する施策を総合的かつ体系的に構築するための計画です。

加えて、令和2（2020）年3月に策定された「第2次木津川市子ども・子育て支援事業計画」等の関連計画とも整合性を保ちながら、施策を推進します。なお、国の「第4期教育振興基本計画」や「第2期京都府教育振興プラン」を始め、教育に関する施策を注視するとともに、計画に

位置付けている施策・事業以外に新たな取組が必要な場合には、速やかに取り組むこととします。さらに平成 27（2015）年国連サミットで採択された国際目標「持続可能な開発目標（S D G s）」の考えを取り入れています。

S D G s（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、2016 年から 2030 年までの間に達成すべき 17 のゴール（目標）と、それに関連する具体的なターゲットから構成されています。

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、先進国・開発途上国を問わず、公共・民間各層のあらゆる関係者が連携しながら、世界全体の経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むこととされています。

S D G s の 17 の目標のうち、主に教育に関する目標とされているのは、目標 4 「すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」であります。全ての目標が直接・間接に教育に関連しています。子どもたちが多様な人々と協働しながら、さまざまな社会的变化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることが求められています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第4節 計画の期間と対象範囲

この計画の期間は、令和6（2023）年度から10年間とします。

社会経済情勢の変化により見直しが必要である場合には、適宜計画の見直しを行います。

なお、この計画は第1次計画と同様に、教育に特化した分野別計画であり、執行機関としての教育委員会が計画を決定するため、基本的に対象範囲を教育委員会の所管する施策や事業に限定しています。

のことから、この計画は、幼稚園、小学校、中学校を中心に、子どもを取り巻く家庭、地域社会、そしてこれらを支える行政を含めた教育に関わる取組を範囲としています。



第2章

木津川市の教育をめぐる状況

第2章 木津川市の教育をめぐる状況

第1節 第1次計画の成果と課題

重点目標1 質の高い学力をはぐくむ

質の高い学力をはぐくむため、小中学校では、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得するための取組を進めるとともに、授業や家庭での学習に「1人1台端末」を活用することで、授業改善並びに家庭学習の充実に向けた取組が進展しました。

小小連携及び小中連携、幼保小での連携をさらに進め、就学前から中学校卒業までを見通した系統的でより効果のある授業改善を推進することや児童生徒の学習の基盤となる言語能力や情報活用能力等の資質能力の向上を図り、自分の考えを深め、他者とのかかわりの中で課題を見出し協働して解決していく「主体的・対話的で深い学び」の充実に向け、さらに取組を進めることが必要です。

重点目標2 豊かな心と規範意識をはぐくむ

本市や学校において、いじめ等の児童生徒の問題行動においての組織的な指導・相談体制の確立を図り、暴力等の反社会的行為は、学年により増減はあるものの全体の件数は減少しました。また、不登校児童生徒に対する様々な取組を進めていますが、不登校児童生徒数は増加傾向にあります。今後もより一層の取組の強化が必要です。

令和4（2022）年3月には「木津川市子どもの読書活動推進計画」（第三次推進計画）を策定し、家庭や学校・園における読書活動を推奨するとともに、様々な取組や読書環境の整備により、読書に対する子どもの意識の高揚や不読率が改善されました。

重点目標3 健やかな体をはぐくむ

子どもの健やかな体をはぐくむために、栄養教諭による巡回指導等を活用し全小中学校で発達年齢に応じた食育を進めるとともに、地産地消の取組を推進しました。また、喫煙や飲酒、薬物乱用等の防止教育を実施し、現代的な健康課題への理解や対応を進めました。各学校において食物アレ

ルギー対応マニュアルに関する研修やエピペンの使い方など食の安全に対する研修を実施していますが、更に安全の意識を高めるため、マニュアルの見直しや研修の充実が必要です。

新型コロナウイルス感染症対策による活動制限等により体力の低下が懸念されており、体力向上の取組の充実が必要です。

重点目標4 一人一人の個性や能力を伸ばし、社会の形成者としての必要な資質をはぐくむ

学校・園では、人権教育や特別支援教育の充実に向け、教職員の資質向上をめざした研修を推進し、実践を展開してきました。支援を必要とする子どもに対して、校種間・関係機関等との連携を図ることにより、切れ目のない支援を行うことができました。今後も学校・園における合理的配慮に努めるとともに、支援を必要とする子どもが増加し多様化する中で、一人一人の教育的ニーズに柔軟に対応した支援をさらに行う必要があります。

貧困対策を含め、生まれ育った環境に左右されず、「誰一人取り残さないよう」すべての子どものライフステージに応じた更なる支援の充実を進めていくことが必要です。

重点目標5 社会の変化に対応し、未来を確かに生きる力をはぐくむ

小中学校において、一人一台端末を配付し、G I G Aスクール構想に対応した教育ネットワーク環境の整備を行いました。I C Tの利活用により、わかる授業、児童生徒の興味関心を高める授業づくりを進めています。

また、グローバル化が進展する中、すべての小学校に英語の専科教員を導入し、外国語によるコミュニケーション活動の充実や海外の学校との異文化交流を通して、国際感覚を磨く取組を行いました。

高度化、複雑化する情報化社会を生き抜くために、情報モラルを含む情報活用能力の育成に引き続き取り組む必要があります。また、持続可能な社会の担い手として、生命や自然を尊重する精神を養うとともに、環境保全やよりよい環境の創造の為に持続可能な開発のための教育を推進する必要があります。

重点目標6 魅力ある・信頼される学校・園をつくる

城山台地区の児童生徒の急増に対応し、安心・安全で快適な教育環境を計画的に整備するとともに、それ以外の減少傾向にある学校の今後の在り方について、令和3年8月「木津川市立小学校及び中学校の在り方検討委員会」を設置し、今後大きく変化する社会を見据え、未来を生きる子どもたちにとって望ましい義務教育9年間の学校の在り方について審議を行い、令和5年3月に「木津川市立小・中学校の在り方に関する基本計画」を策定しました。

今後は、この基本計画に即して中学校区単位での具体的な計画を進めていきます。

また、各校・園の状況や実態に即して、関係諸機関と連携し、通学路の安全、不審者対応、交通安全上の課題解決に向けた取組を推進しました。

学校の施設整備については、校舎及び体育館等の耐震工事や洋式トイレの設置等を計画的に実施し、平成31（2019）年度には普通教室における空調設備を整備する等、学習環境が改善しました。城山台地域における児童生徒急増対策として、城山台小学校敷地内に新学舎の設置や人的配置の充実、特定地域学校選択制の導入、中学校の通学区域の変更等を実施しました。

各校・園の施設等の長寿命化計画を踏まえた配置計画を策定し、児童生徒が学習や活動に集中できる快適な環境及びバリアフリー等に対応した安心・安全な施設の整備を計画的に進めていく必要があります。

教職員のワークライフバランスを重視した働き方改革を、木津川市全体で推進していく必要があります。

重点目標7 地域の力を活かして子どもをはぐくむ

地域の力を活かして子どもをはぐくむため、地域の人材を積極的に活用し、教育活動の支援を推進しました。また、児童虐待に関する教職員の研修を通して早期発見・安全の確保に関する教員の共通理解の促進に努めるとともに、スクール・ソーシャルワーカーや関係諸機関と連携し、支援が必要な家庭に対して迅速な対応に努めました。加えて、保護者の交流の場を設け、保護者同士の交流・情報交換に努めることができました。

地域の人材については、高齢化が進んでおり、より幅広い年齢層の人材の養成と確保が必要です。近年、社会問題となっているヤングケアラーの問題について、子どもたちの学習への影響が懸念されます。そのことから、教職員が子どもたちのSOSに早期に気付き、福祉機関への支援につなげ

る取組を進める必要があります。

重点目標 8 地域を学び、郷土を大切にする心をはぐくむ

地域を学び、郷土を大切にする心をはぐくむため、本市の文化財を活用した出前授業や地域資源を活用した校外学習を実施しました。また、木津川市小学校社会科副読本「わたしたちの木津川市」において、本市の文化財を取り上げ、地域の文化財教材を作成し、郷土学習を推進しました。

今後も地域の文化財や伝統に親しむ機会を増やす取組を継続していく必要があります。また、関西文化学術研究都市には多くの企業やそこで働く外国人が住んでおられます。より多くの地域の素晴らしさを学ぶためには、小・中・高・大との連携を大切にしつつ、今後、外国人との交流や、最先端の技術を持つ企業とのネットワークをどのように築いて、郷土愛に結びつけていくかということについて検討することが必要です。

第2節 木津川市の教育等を取り巻く状況

1 人口等の状況

本市の令和5（2023）年3月末現在の人口総数は、80,026人、世帯数は、33,123世帯です。平成19（2007）年3月12日に木津川市が誕生した時点では、66,490人、22,991世帯でしたが、この16年間で、13,536人、10,132世帯増加しました。

全国的に少子高齢化が進行し、人口減少が懸念される中で、本市においても、人口減少の転換点を迎える、少子高齢化が進むと予測されます。合併以降増加を続けた児童生徒数については、大規模な住宅開発等により一部の地域において当面の増加傾向があるものの、市内全体では減少するものと見込まれます。

【年齢別人口の動向】 毎年3月末現在

区分	15歳未満	15歳以上 65歳未満	65歳以上	合計
平成30年 (2018年)	12,961 (16.95%)	45,293 (59.25%)	18,193 (23.80%)	76,447 (100%)
平成31年 (2019年)	13,091 (16.88%)	45,766 (59.03%)	18,675 (24.09%)	77,532 (100%)
令和2年 (2020年)	13,147 (16.77%)	46,184 (58.90%)	19,081 (24.33%)	78,412 (100%)
令和3年 (2021年)	13,144 (16.58%)	46,585 (58.77%)	19,534 (24.65%)	79,263 (100%)
令和4年 (2022年)	12,990 (16.31%)	46,825 (58.80%)	19,816 (24.89%)	79,631 (100%)
令和5年 (2023年)	12,703 (15.87%)	47,303 (59.11%)	20,020 (25.02%)	80,026 (100%)

（資料：市民部市民課）

2 幼稚園、小学校及び中学校の状況

(1) 幼稚園の状況

令和4（2022）年5月1日現在、市内には市立幼稚園が3園あり、児童数は272人（3歳児80人、4歳児94人、5歳児98人）、学級数は12学級となっています。また、令和4年3月に「木津川市公立幼稚園再編実施計画」を策定し、高の原幼稚園については、令和7年度の閉園に向けた手続きを進めています。

(2) 小学校の状況

令和4（2022）年5月1日現在、市内には13校の市立小学校があり、児童数は5,317人、学級数は236学級です。平成30（2018）年同期と比較すると、城山台小学校区においては、著しい増加がみられ、令和7（2025）年度には1,800人を超えると推計していますが、それ以外の小学校区は減少傾向にあります。

(3) 中学校の状況

令和4年（2022年）5月1日現在、市内には5校の市立中学校があり、生徒数は2,498人、学級数は86学級です。平成30年（2018年）同期と比較すると、生徒数は、173人（7.4%）、学級数は6学級（7.5%）増え、木津中学校、木津南中学校で増加傾向がみられます。

一方、その他の中学校では生徒数の減少がみられ、地域により差がある状況です。

【市立幼稚園・小学校・中学校】

幼稚園 (3園)	木津幼稚園 相楽幼稚園 高の原幼稚園
小学校 (13校)	木津小学校 相楽小学校 高の原小学校 相楽台小学校 木津川台小学校 梅美台小学校 州見台小学校 城山台小学校 加茂小学校 恭仁小学校 南加茂台小学校 上狛小学校 棚倉小学校
中学校 (5校)	木津中学校 木津第二中学校 木津南中学校 泉川中学校 山城中学校

3 学校給食センターの状況

令和2（2020）年に第一給食センターを新設し、2センタ一体制に再編し、徹底した衛生管理体制のもとで統一献立、アレルギー対応を行い、市立幼稚園（3園）、小学校（13校）、中学校（5校）へ安心・安全な給食の提供を行っています。

学校給食法（昭和29（1954）年法律第160号）が改正され（平成21（2009）年法律第53号）、「学校における食育の推進」が位置づけられるとともに、栄養教諭が学校給食を活用した食に関する指導を充実することについて明記されました。本市では栄養教諭が中心的な役割を担い、系統的な食の指導を進めるとともに、食の安全性の確保や地産地消の推進等、学校給食を活きた教材として食育を推進しています。

【 市立学校給食センター 】

令和5（2023）年5月1日現在

区分	構造	運営方式	調理能力	運営時期
第一 学校給食 センター	鉄骨造2階建	フルドライ システム	米飯 7,000食 副食：2献立制 7,000食	2020年度 から
第二 学校給食 センター	鉄骨造2階建		米飯 2,500食 副食 2,500食	2010年度 から

4 社会教育施設の状況

社会教育施設として、公民館、図書館、各種スポーツ施設等数多くの施設を有しております、市民の学習・交流の場、体力づくりの場となっています。

人生100年時代を見据えて、人生を豊かに暮らしていくために、生涯にわたって学びを継続していく必要性が高まっており、今後もニーズの多様化・高度化に対応したサービスの提供が不可欠となっています。ライフステージやライフスタイルに対応した誰もが参加しやすく、気軽に学ぶことができる環境整備を進めていく必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、生涯学習や文化芸術・スポーツ活動等においても、イベントや事業の中止、施設の休館、利用人数の制限等、十分な活動ができない状況となりました。

社会教育施設での活動の両立を進めるために、基本的な感染対策を講じながら、生涯学習、文化芸術・スポーツ活動の継続が必要です。

【市立社会教育施設】

令和5（2023）年5月1日現在

種類	数	施設名
公民館	2	南加茂台公民館、瓶原公民館
図書館	3	中央図書館、加茂図書館、山城図書館
文化ホール	2	加茂文化センター、山城総合文化センター
交流会館	3	中央交流会館、西部交流会館、東部交流会館
スポーツ施設	14	中央体育館、市民スポーツセンター、木津グラウンド、兜谷公園、木津川台公園、梅美台公園、加茂グラウンド、赤田川グラウンド、塚穴公園、不動川公園、やすらぎタウン山城プール、上狛駅東公園、山城コミュニティ運動公園、城址公園
その他施設	6	加茂青少年センター、文化財整理保管センター、文化財整理保管センター分室（くにのみや学習館）、小谷上教育集会所、当尾の郷会館、青少年育成施設

5 文化財の状況

本市には、先人が培ってきた歴史や文化が脈々と受け継がれ、国宝や重要文化財に指定された数多くの有形・無形の文化財を有しています。特に、本市は府内において、京都市に次ぐ文化財の宝庫となっています。

また、歴史的な街並みや伝統的な祭礼等は、地域住民の活動により守られてきました。しかし、社会の変化により変貌や衰退したものも多くみられます。これら貴重な歴史的文化遺産を大切に保存し、次世代に継承するための取組が必要となっています。

のことから、身近にある地域の文化遺産を教材とした教育活動や生涯学習の場として活用する必要があります。

【 指定文化財等の件数 】 令和5（2023）年3月末現在

区分	国 指 定	国 登 錄	京都府 指 定	京都府 登 錄	京都府 決 定	京都府 暫定登録	木津川市 指 定
有形文化財	建造物	19(3)	2	4	8		20
	絵画	3		2	1		45
	彫刻	26(3)		5	3		11
	工芸品	1		3	1		
	書跡典籍	1				5	1
	古文書	1		1		6	3
	考古資料			1		8	3
	歴史資料			1			4
無形民俗文化財	1		2	5			1
有形民俗文化財				3		2	
史跡名勝天然記念物	8(1)		2			4	5
環境保全地域・地区					9		
合 計	60(7)	2	21	21	9	96	40

備考 1()は、重要文化財内の国宝数及び史跡名勝天然記念物内の特別指定数を内書き。

6 感染症対策

新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和2年3月から5月までの約3か月の間、学校はかつてない長期の臨時休業を行うこととなり、その後の学校は大きく変容することを求められました。

全国的に新型コロナウイルス感染症の流行の波が発生し、特に、強い感染力を持つオミクロン株の影響を受けた令和4年1月頃からの感染拡大期においては児童生徒等の感染者数も大きく増加しました。

そのような中、学校では、密の回避や正しい手洗い、マスクの着用等の基本的な感染対策をはじめ、授業や学校行事、部活動における学習内容や活動内容を工夫しながら、可能な限り教育活動を継続し、子どもたちの健やかな学びを保障してきました。また一人一台端末の配備により、新型コロナウイルス感染症に罹患したり、自宅待機を余儀なくされた児童生徒に対しても学びを継続することができました。

7 ICT教育環境の状況

GIGAスクール構想に係る端末整備により令和2年度に全児童生徒に学習者用タブレットPCを配備し、授業支援システムを活用した児童生徒の意見集約や共同作業を実現するなど、授業でのICT利活用が進んできています。合わせて小・中学校へのプログラミング教材の導入によりプログラミング的思考の更なる育成や、ビデオ会議システムの導入によりオンライン授業が可能となり、新型コロナウイルス感染に罹患したり、自宅待機を余儀なくされた児童生徒や不登校児童生徒に対しても学びを保障することが可能となるなど、これまでの実践とICTとの最適な組み合わせを実現しています。

また、校務支援システム等を導入し、教職員の負担軽減を図っています。

教育DX（デジタルトランスレーション）の実現に向けた国や府の動向を踏まえて、今後もインターネット回線の増強や学習者用タブレットPCの安定的な活用環境の整備を進めていく必要があります。

【ICT機器整備状況】

平成30年度 (2018年度)	校務支援システム導入
令和元年度 (2019年度)	コンピュータ教室用PCをタブレットPCに更新
令和2年度 (2020年度)	全児童生徒に学習者用タブレットPC配備 授業支援システム導入 小学校プログラミング教材配備
令和3年度 (2021年度)	デジタルドリル導入 ICT支援員増員（ICT支援員は平成21年（2009年）より配置） オンライン授業環境の整備 ローカルブレイクアウトの実施（インターネット速度改善）
令和4年度 (2022年度)	放課後児童クラブ無線Wi-Fi整備 中学校プログラミング教材配備

第3節 児童生徒の学習や生活の状況

本市の子ども一人一人が、可能性を伸ばし、多様な幸せを実現する力を發揮するためには、「主体的・対話的で深い学び」につながる「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図り、「多様性を尊重し合う豊かな人間性」「心身の健やかな成長」をバランスよくはぐくむことが重要です。

そのためにも、本市の児童生徒の学習や生活に取り組む態度等を把握・分析するとともに、課題の検証を行い、改善を図ることがこれからも大切です。

そこで、平成 30 (2018) 年度及び令和 4 (2022) 年度の全国学力・学習状況調査（対象：小学 6 年生、中学 3 年生）、全国体力・運動能力、運動習慣等調査（対象：小学 5 年生、中学 2 年生）の結果を比較・分析し、本市の児童生徒の学力・学習状況や体力・生活状況を示します。なお、質問項目によっては平成 30 年度にないものがあるため、その場合は平成 29 年度の結果を比較・分析しています。

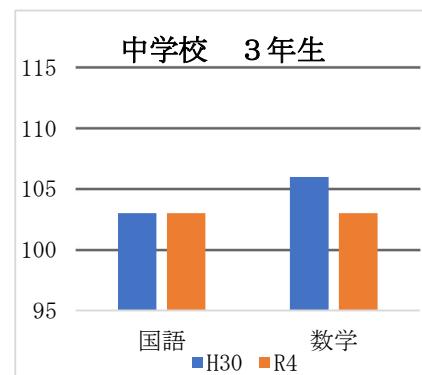
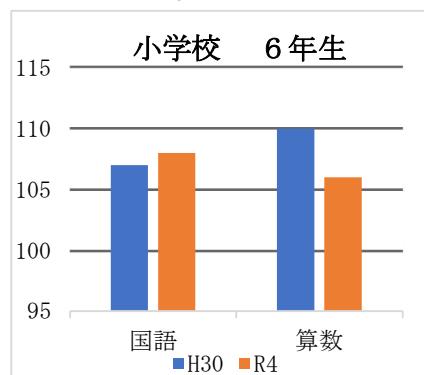
また、質問項目によっては、年度ごとの結果が大きく変わるものもあるため、その都度結果を分析し、本計画の進捗状況を把握する必要があります。

1 学校での状況

【 学習（国語、算数・数学）について 】

○ 学力の定着状況について

本市の正答率は、国語、算数・数学のすべての問題において、全国の平均正答率（100）を上回っています。算数・数学における全国との差の減少は、年度ごとに変動する数値の想定内にあります。この 5 年間の取組により、学校間の格差も広がることなく、基礎的・基本的な知識・技能を習得し、思考力・判断力・表現力を身につけることで、学力の維持につながっています。



※ 全国の平均正答率を 100 として標準化した数値

※ 平成 30 年度の数値は、各教科 A（主に「知識」に関する問題）と B（主に「活用」

に関する問題)との正答を合算し、平均した正答率を元に算出したもの

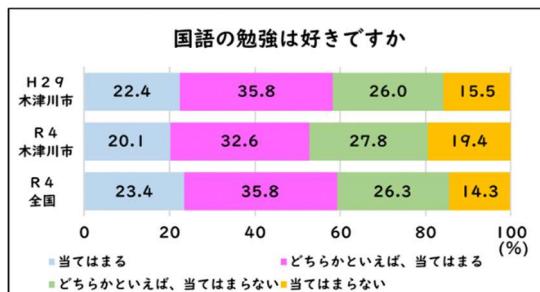
○ 学習に対する関心、理解について

5年前と比較して国語に対する関心は、小学校ではやや低く、中学校ではあまり変化がない状況です。算数・数学については、小中学校ともに向かって、特に中学校においては10%を超え高まりました。

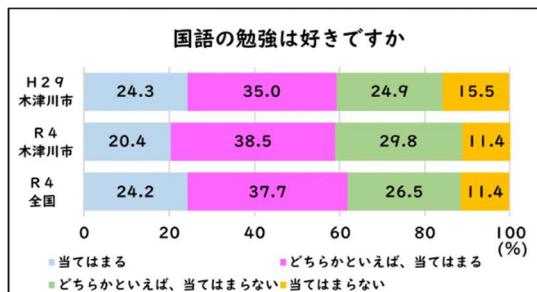
理解については、小学校では国語・算数とともにやや低くなり、中学校ではともに向かって、全国と比較しても高い状況にあります。

今後も主体的・対話的で深い学びにつながる授業改善に一層取り組んで行く必要があります。

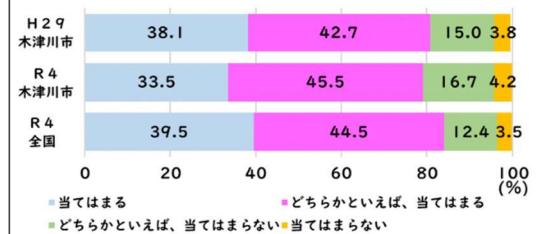
小学校 6年生



中学校 3年生



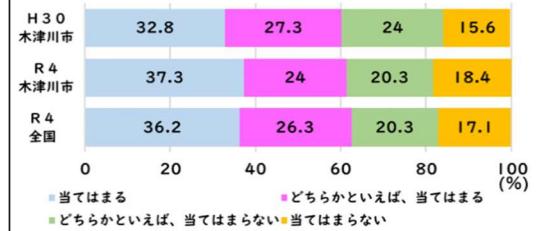
国語の授業の内容はよく分かりますか



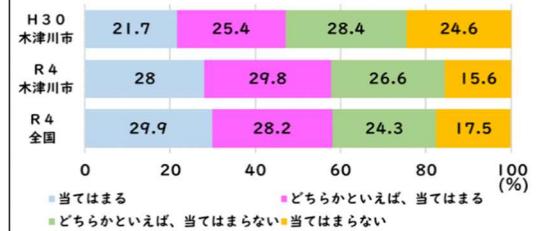
国語の授業の内容はよく分かりますか



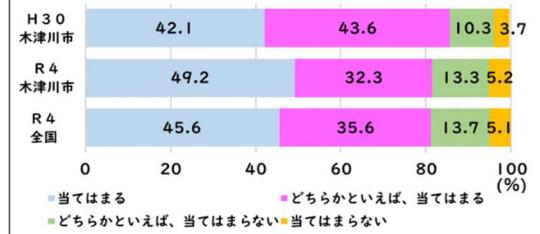
算数の勉強は好きですか



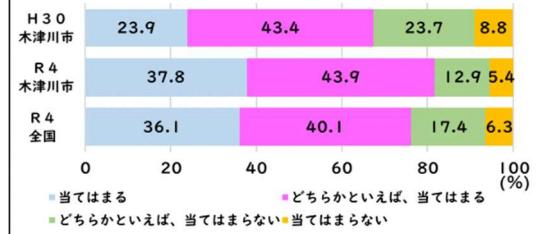
数学の勉強は好きですか



算数の授業の内容はよく分かりますか



数学の授業の内容はよく分かりますか

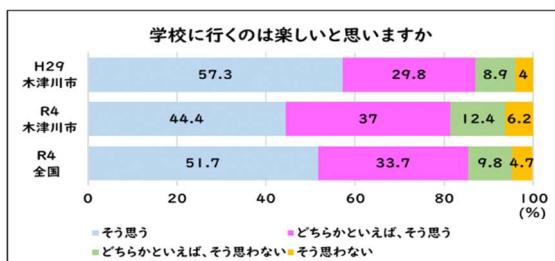


【 生活について 】

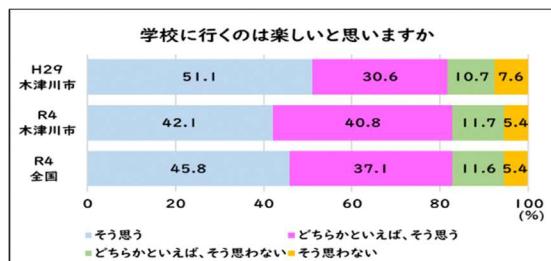
○ 学校に行くことについて

「学校に行くのは楽しいか」に対して、小学校では、そう思う・どちらかといえばそう思うと回答した割合が、5年前と比べ減少しています。一方、中学校では、「そう思わない」の割合が減少し、肯定的な回答が増加しています。校種ごと及び各学校での分析による対応が求められます。

小学校 6年生



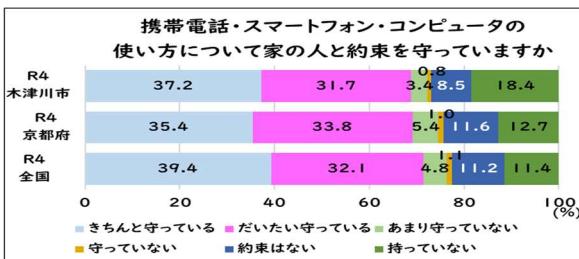
中学校 3年生



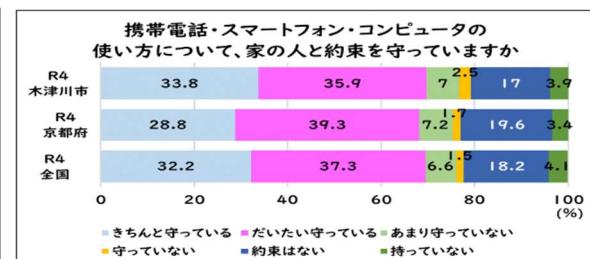
○ 規範意識について

令和3年度までの「学校のきまりは守っていますか」という質問から令和4年度は携帯電話、スマートフォンやコンピュータの使い方についての質問へと変更されました。

小学校 6年生



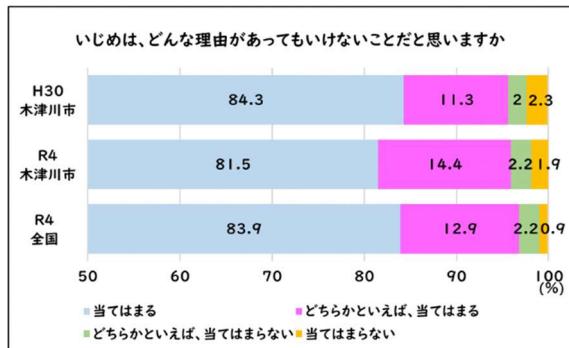
中学校 3年生



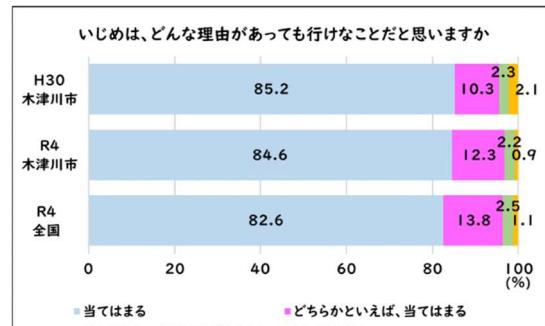
○ いじめについて

「いじめは、どんな理由があってもいけないことだ」と感じている児童生徒が全国平均に比べて小中学校ともに高い割合を示しています。しかし、5年前に比べて、意識がやや減少しています。

小学校 6年生



中学校 3年生



【 体力・運動能力、運動習慣について 】

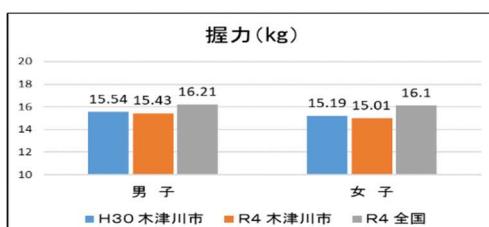
○ 体力テスト（8項目）について

小学校男子は、全身持久力と跳躍で全国平均を上回っているものの握力や柔軟性等、跳躍以外は全体的に下回っています。同女子も同様の傾向が見られ、疾走能力は上回っていますが、全身持久力は低いです。体力テスト合計点は、男女とも全国平均を下回り、平成 30 年と比較しても全体に下がっています。

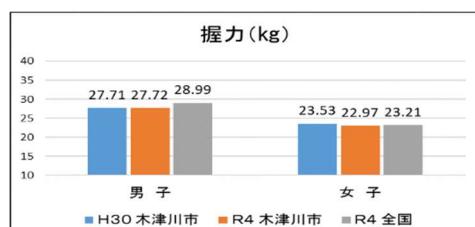
中学校男子は、多くの種目で全国平均と同程度ですが、柔軟性や全身持久力、敏捷性は上回っています。同女子も同様の傾向が見られます。

全体として、児童生徒の柔軟性が、5年間で改善されてきました。

小学校 5年生



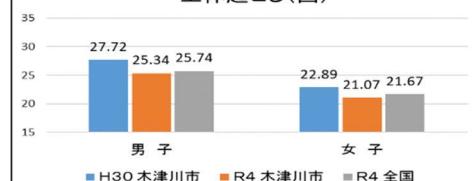
中学校 2年生



上体起こし(回)



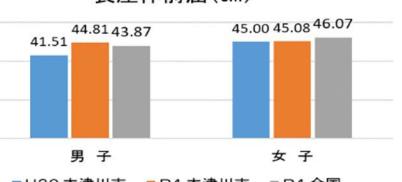
上体起こし(回)



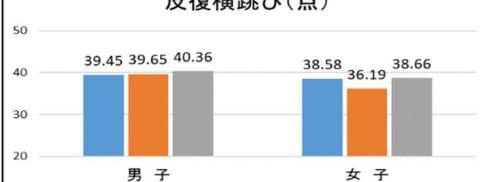
長座体前屈(cm)



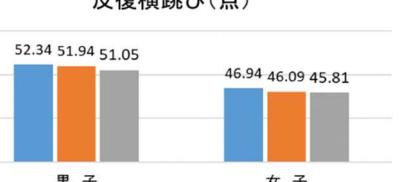
長座体前屈(cm)



反復横跳び(点)



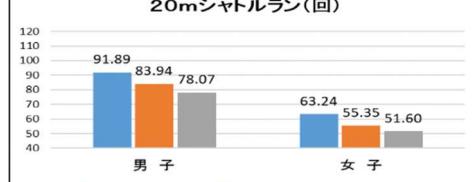
反復横跳び(点)



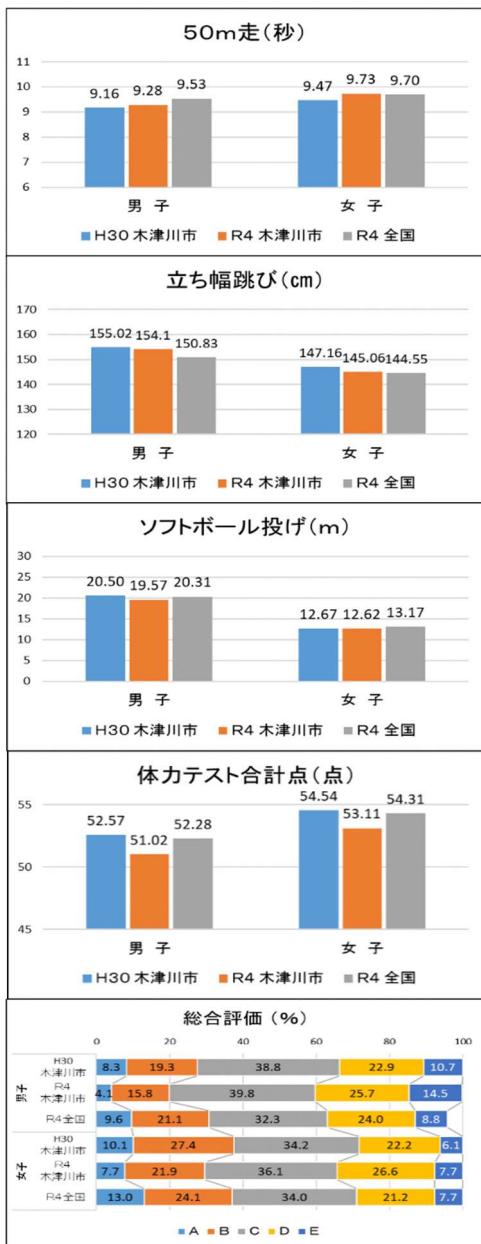
20mシャトルラン(回)



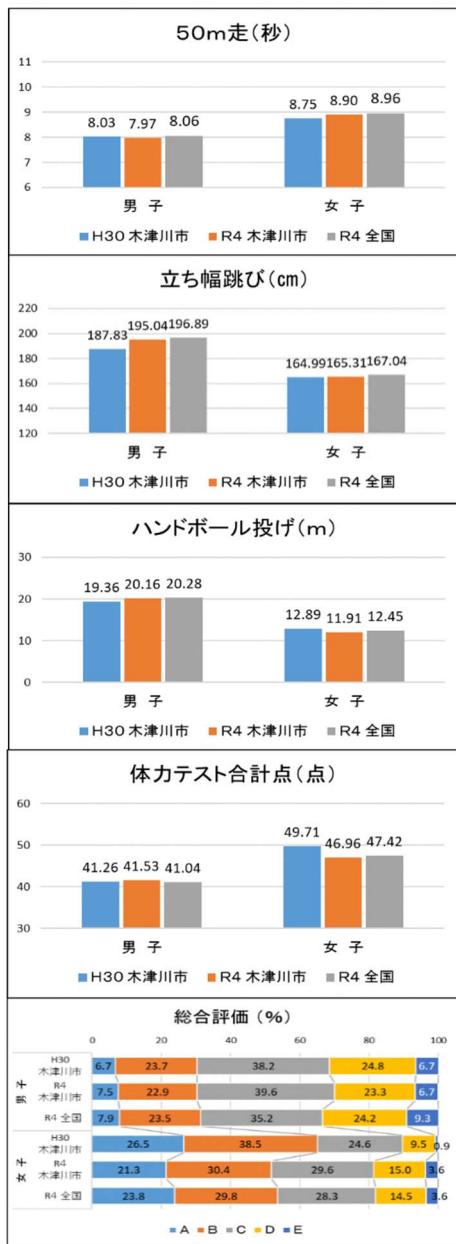
20mシャトルラン(回)



小学校 5年生



中学校 2年生



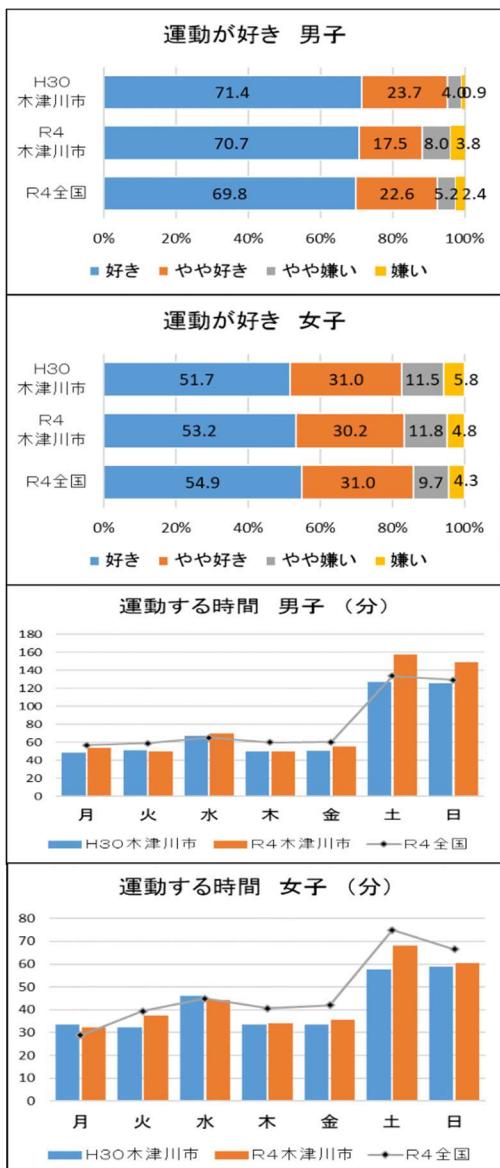
種目	単位	体力要素	測定
握力	kg	筋力	左右握力の平均値
上体起こし	回	筋パワー・筋持久力	30秒間に上体を起こした回数
長座体前屈	cm	柔軟性	長座位で前屈したときの両手の前方への移動距離
反復横跳び	点	敏捷性	20秒間に両脚で左右側方に反復跳躍した回数
20mシャトルラン	回	全身持久力	20m走行の折り返し回数
50m走	秒	疾走能力	50mの疾走時間
立ち幅跳び	cm	筋パワー・跳躍能力	両脚で前方へ跳躍した直線距離
ボール投げ	m	巧緻性・投球能力	ソフトボール(小学校)、ハンドボール(中学校)を遠投した距離
体力合計点	点	体力テスト成績を1点から10点に得点化して総和した体力テスト合計得点	
総合評価	5段階	体力テスト合計得点のよい方からABCDEの5段階で評定した体力の総合評価	

○ 運動習慣について

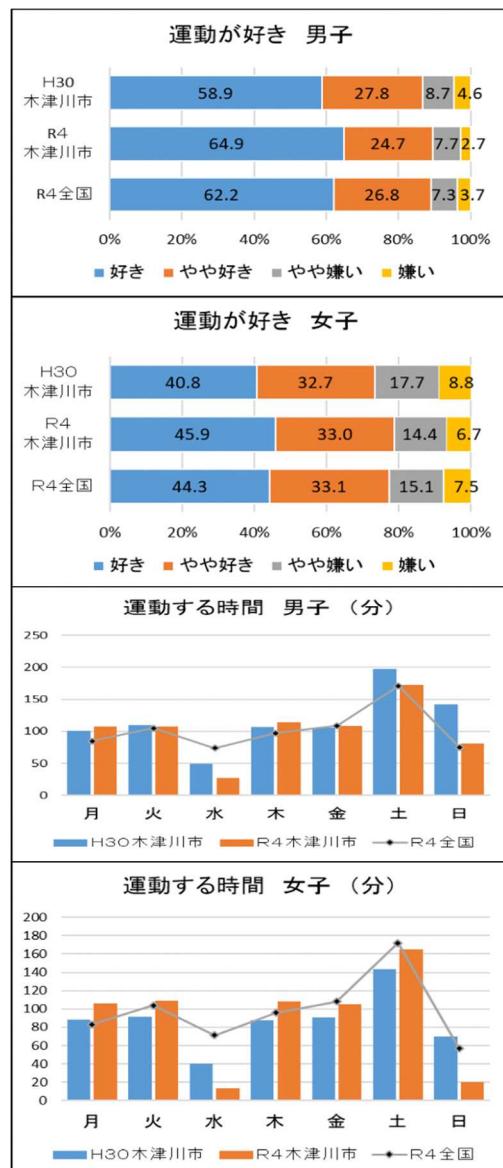
運動が好きだと思っている児童生徒の割合は、中学校は男女とも全国平均を上回っています。小学校では全国平均とほぼ同程度となっていますが、5年前と比べると女子は増加傾向にあります。

運動する時間は、小学5年生、中学2年生ともに全国平均とほぼ同じになっていますが、5年前に比べ休日の運動時間が増加しています。また、小学5年生女子の運動時間が大幅に増加したのに対し、中学2年女子は曜日によって減っています。

小学校 5年生



中学校 2年生



2 家庭・地域での状況

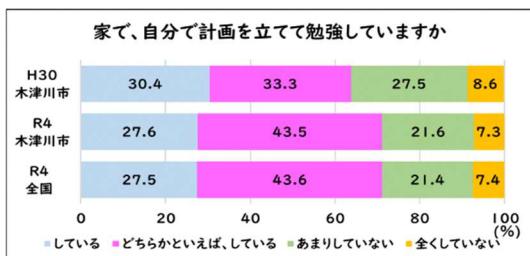
【家庭学習・読書について】

○ 家庭学習について

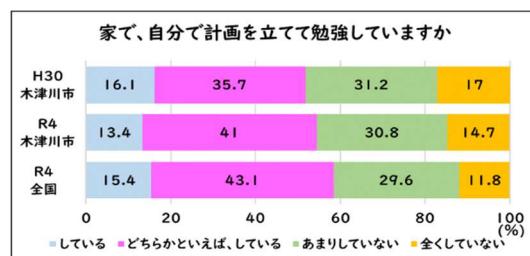
家庭での学習状況について、「家で、自分で計画を立てて勉強している」割合が、小学校では全国平均とほぼ同じですが、中学校ではやや低い状況にあります。また、5年前に比べ、自分で計画を立てて勉強している児童生徒が増え、全くしていない児童生徒の割合が減ってきています。今後も主体的で計画的な家庭学習の定着に向け取組を進める必要があります。

「学校の授業時間以外の勉強時間」について、平日では全国平均より勉強時間が長い児童生徒の割合が高いですが、5年前に比べ、減少傾向にあります。また、土曜日・日曜日に全く勉強しない児童生徒の割合が全国平均と比べると高く、休日の家庭学習についての啓発が引き続き必要です。

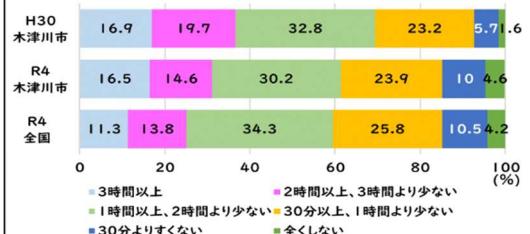
小学校 6年生



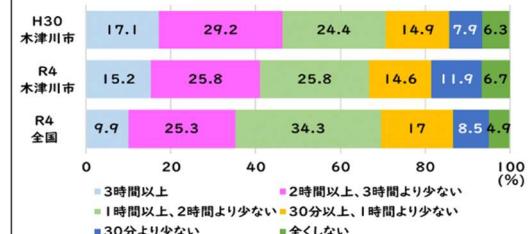
中学校 3年生



学校の授業時間以外に、普段、1日当たりどれくらいの時間、勉強しますか



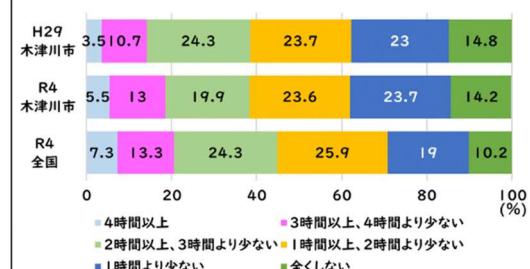
学校の授業時間以外に、普段、1日当たりどれくらいの時間、勉強しますか



土曜日や日曜日など学校の休みの日に、1日当たりどれくらいの時間、勉強しますか



土曜日や日曜日など学校の休みの日に、1日当たりどれくらいの時間、勉強しますか



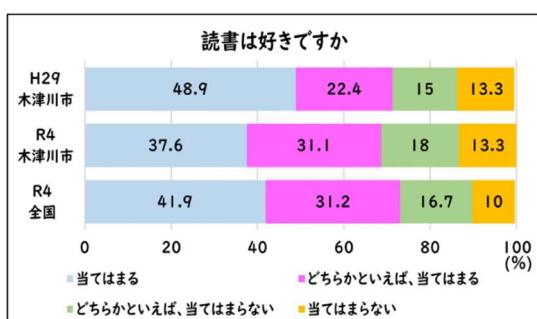
○ 読書習慣について

読書が好きである割合は、全国平均と比べて小学校はやや低く、中学校はほぼ変わらない状況ですが、平成 29 年度と比べると積極的に肯定する割合が小中学校ともにはっきりと低下しています。

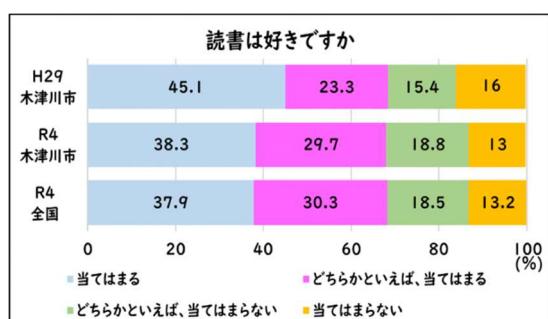
1 日あたりの読書時間については、小中学校とともに 5 年前と比べて増えており、特に全く読まない児童生徒の割合が減少しました。全国平均と比べても、読書時間は多い状況です。

なお、学校図書館や地域の公立図書館の利用については、令和 2 年 2 月からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、学校や公立図書館の閉鎖、人数や時間の制限があり、利用を促す状況にはありませんでした。今後は、感染予防を徹底した上で、学校図書館や地域の公立図書館の利活用を進め、読書の習慣が十分に定着していない児童生徒への取組を進めていく必要があります。

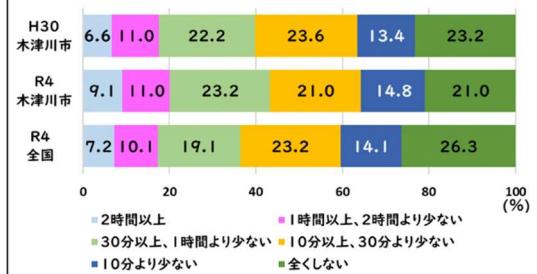
小学校 6 年生



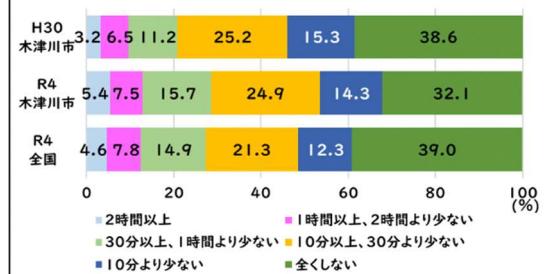
中学校 3 年生



学校の授業時間以外に、普段、1 日当たりどれくらいの時間、読書をしますか



学校の授業時間以外に、普段、1 日当たりどれくらいの時間、読書をしますか

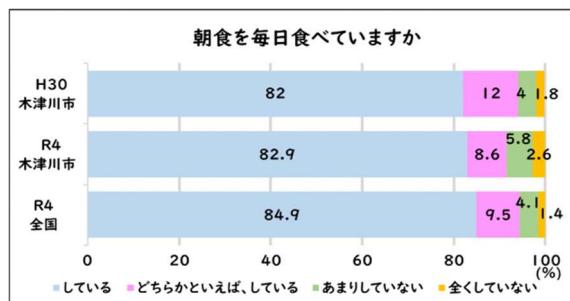


【 生活について 】

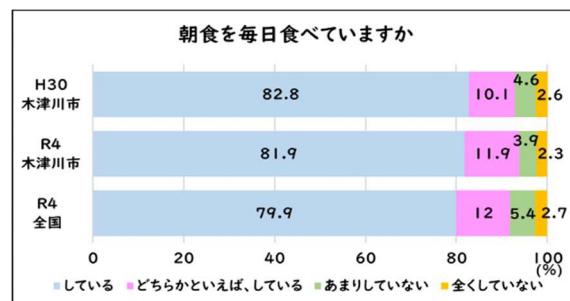
○ 基本的な生活習慣について

朝食を「毎日食べている」「どちらかと言えば毎日食べている」と回答したのは、小学校で 90%以上、中学校で 90%以上となり、全国平均とほぼ同程度の割合となっています。しかし、5 年前の結果と比べると「あまり食べていない」「全く食べていない」と回答した割合が増えています。

小学校 6 年生



中学校 3 年生

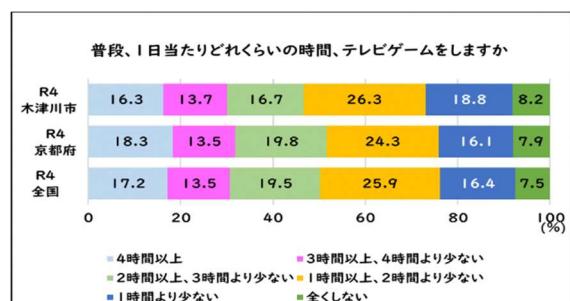


○ テレビ、ゲームについて

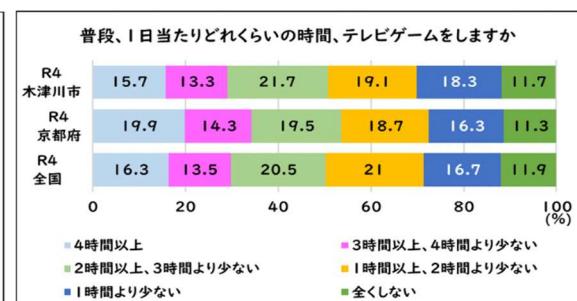
小中学校ともにほぼ全国平均と同程度の割合となっています。

また、1 日あたりのテレビゲームをする時間についても、小中学生はいずれも全国平均と同程度の割合となっています。

小学校 6 年生



中学校 3 年生

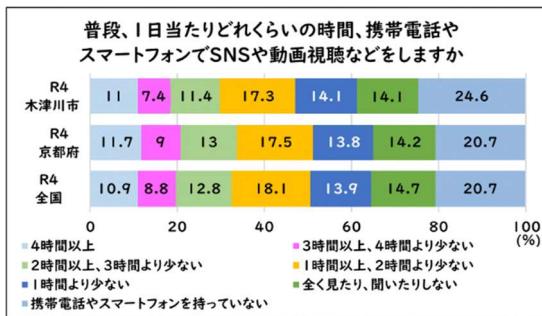


※平成 30(2018)年度の結果は、調査項目になかったため掲載していません。

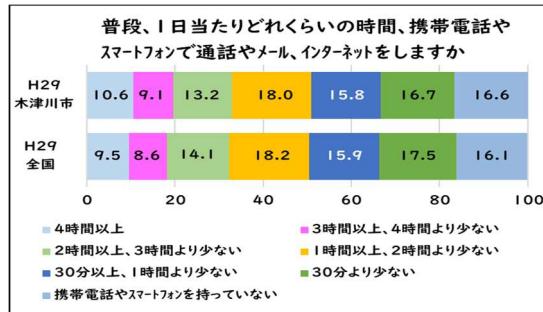
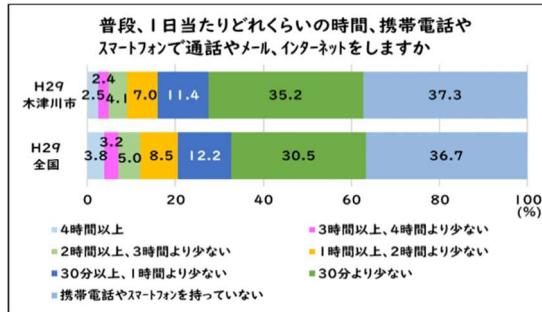
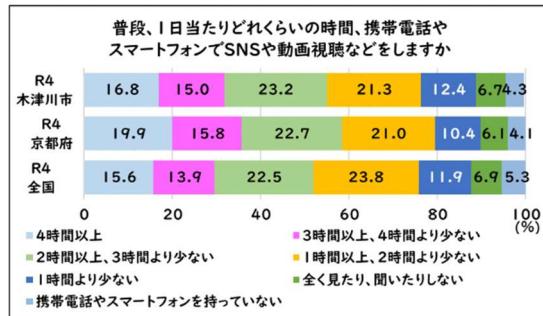
○ 携帯電話、スマートフォンの使用について

近年、携帯電話やスマートフォンを保持する児童生徒の割合が増えてきています。使用時間については、小中学生ともに全国平均と同程度の割合となっていますが、1日あたり1時間以上使用する小学生は50.6%程度（平成30年度16%）、中学生で75.8%程度（平成30年度50%）と急激に増えています。

小学校 6年生



中学校 3年生



※令和4（2022）年度と平成29（2017）年度の結果は、調査項目に違いがあるため分けて掲載。

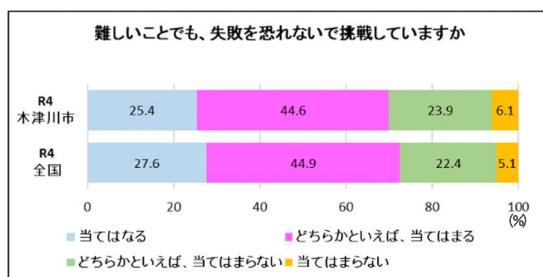
【 自我意識について 】

○ 挑戦への意識、自尊感情について

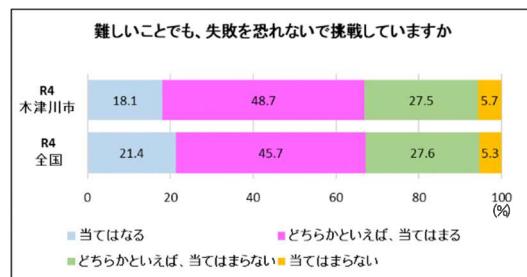
「難しいことでも、失敗を恐れないで挑戦していますか」の問いには、小中学生ともに全国平均と同程度の割合です。5年前のデータはありませんので、比べることはできません。

「自分には、よいところがあると思いますか」の問いには、全国平均より高い割合を示すとともに、男女ともに5年前よりも自尊感情の高まりが見られます。

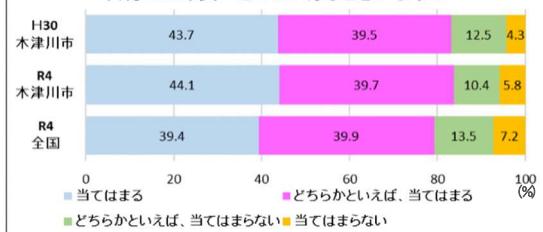
小学校 6年生



中学校 3年生



自分には、良いところがあると思いますか



自分には、良いところがあると思いますか



【 地域との関わりについて 】

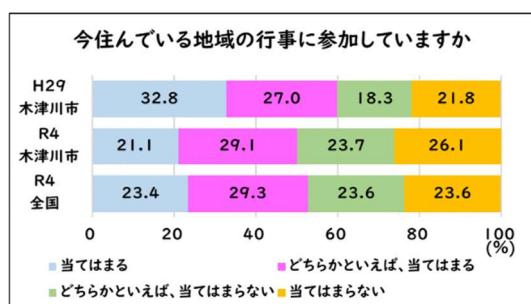
○ 地域行事の参加や関心について

地域行事への参加の状況を見ると、小中学生ともに全国平均より参加している児童生徒の割合が低くなっています。また、5年前に比べても、小中学生ともに、行事に参加している児童生徒の割合は減ってきています。

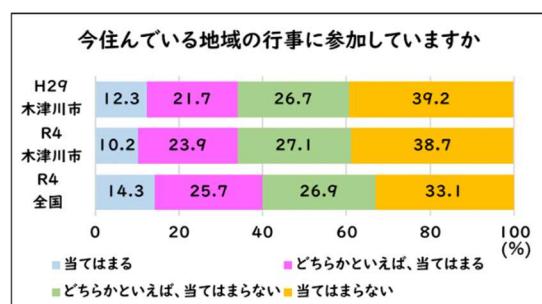
「地域や社会をよくするために、何をすべきか考えることができますか」の問いかには、小中学生ともに全国平均より低くなっています。また、5年前と比べても減っています。

ふるさと意識や郷土愛をはぐくむ地域に根差した学習を推進し、地域や社会に対する関心をより一層高めていく必要があります。

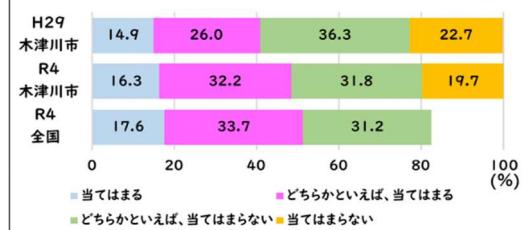
小学校 6年生



中学校 3年生



地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがありますか



地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがありますか





第3章

木津川市の教育の基本理念

第3章 木津川市の教育の基本理念

木津川市は、悠久の清流を誇る木津川と豊かな自然、歴史が薫る多くの史跡と伝統的な文化遺産に恵まれるとともに、関西文化学術研究都市の中核地としてますますの発展が期待されています。

こうした地域の特性を活かした教育内容の充実を図ることにより、ふるさとを愛し、地域の絆を深め、豊かな未来を創造していく力が身に付いていくものと考えます。

デジタル化、グローバル化の進行や少子高齢化等、変化の激しい社会の中で、子どもたちが輝き、ともに豊かな未来を創造していくため、木津川市教育委員会では、教育基本法に掲げられた教育の基本理念を踏まえつつ、このまちに住んでよかつたと思える教育を進めていきます。

第1節 木津川市のめざす教育

1 基本理念

令和6年（2024）度から令和15年（2033）年度までの10年間で推進する本市の教育の基本的な考え方とめざすべき姿を「基本理念」として示します。

これから子どもたちが生きていく社会は、デジタル化やグローバル化が飛躍的に進展し、産業や社会生活が大きく変容するとともに、地球規模での気候変動、感染症、資源問題など世界全体で持続可能な社会へ向けた取組が求められます。

これらの社会において、子どもがそれぞれの夢の実現に向けて挑戦し、豊かで幸せな生活を送るために、全ての子どもたちの可能性を引き出す、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を充実させながら「確かな学力」「豊かな人間性」「健やかな体」を基盤とした「生きる力」を育成することが重要です。

そこで、以下のように本市がめざす「子ども像」と「教育の姿」を設定し、目標の実現に向けた教育を推進していきます。

（1）めざす子ども像

これからの変化の激しい時代を、子どもがそれぞれの夢の実現に向かって挑戦していくためには、子ども一人一人が、自分のよさや可能性を認識

するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようになります。

そのためには、自分や他者の生命と人権を尊重し、互いに支え合い、学び合い、成長を喜び合いながら育っていくための教育環境を創造していくことが必要です。

さらに、優しさと思いやり、人と人とのつながりの中で自分を高め、他者に貢献しようとする姿勢をはぐくむことも大切です。

今日、子どもを取り巻く環境は、好ましい人間関係や豊かな感性・社会性を培うにふさわしい状況ばかりではありません。いじめや不登校、虐待等多くの課題も存在します。人を思いやり、人と人との絆を深める情操教育をあらゆる機会を通じて進めることができることが今後も一層求められます。

人は誰もが、かけがえのない一人の人間として、愛情と信頼と期待とで包み込まれることにより自尊感情が育ちます。その結果、子どもに安心や自信、誇りや責任感をもたらし、他者に貢献しようとする姿勢がはぐくまれます。

このような状況を踏まえ、本市のめざす子ども像を、

共に「学び」「喜び」「成長し」未来を力強く生きる“きづがわっ子”

と定め、いつも夢をもち、自分や他者を大切にし、どんな困難な状況にあっても、共に粘り強く対処し、共に喜び、未来を切り拓いていくことのできる「生きる力」にあふれた、“きづがわっ子”を育てていきます。

(2) めざす教育の姿

教育には、子ども一人一人が、個人として自立して幸福な生涯を実現する上で必要な資質・能力を育成し、人格の完成をめざすことと、お互いが協力し、支え合いながら豊かな社会を形成し、持続可能な社会の創り手となる国民・市民を育成することという2つの使命があります。そのことを深く認識し、これまで本市の教育を進めてきました。

これからも、その普遍的な使命を堅持しつつ、すべての子どもの可能性を最大限に引き出しながら、変化する社会の課題に対応し、自分らしく幸せな未来を創り出す力を育てるために、その時代に即した目標を立て、目標達成に向けた様々な施策を推進していく必要があります。

また、コミュニティの一員として子どもたちを迎えることとなる地域は、その成長を見守り支えることで、子どもの社会性や将来性をはぐく

む場となります。学校と地域が目的やビジョンを共有する「地域とともににある学校」をめざしながら、これからも、地域社会全体で子どもたちを守りはぐくんでいきたいと考えています。

そこで、本市の子どもを取り巻く現状を鑑みた上で、めざすべき教育の姿として、以下の目標に取り組んでいきます。

- 一人一人の可能性を伸ばし、多様な幸せを実現する力をはぐくむ
- 一人一人が輝き、持続可能な社会の一員としての基盤をはぐくむ
- 木津川市の力を結集し、地域社会全体で守りはぐくむ

第2節 将来にわたりはぐくみたい力

子どもの確かな学力、豊かな人間性、健やかな体をバランスよくはぐくむためには、学習環境や生活習慣、とりわけ学習意欲、自尊感情、食習慣、家庭でのコミュニケーション等とのかかわりを踏まえなければなりません。

その上で、義務教育9年間を通して、全ての子どもの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を通して、多様な他者と協働して、学びを深め合い、主体的に課題を解決しようとする探求心を育成するとともに、社会の変動に対応して持続可能な社会の創り手となれるよう、多様な資質・能力を培っていきます。

そして、生命を大切にする心、他者を思いやる心等、豊かな人間性をはぐくむ「心の教育」を充実し、いじめや不登校の未然防止と早期解決に努めるとともに、多様な奉仕活動や体験活動を推進し、子どもの健全育成を図ります。

また、脈々と受け継がれてきた伝統や文化には、先人の生活が今も息づき、現在の私たちの生き方にも有形無形の力を与え、未来を創造していく力を培っていくものと考えます。

さらに、家庭や地域社会、関係機関との連携を図りながら、体育・スポーツ活動に親しむ機会を設け、子どもの発達の段階を考慮して、健やかな体づくりを推進します。

これらの目標を達成する基本として、子どもにとって毎日学校・園が楽しい学びの場であることが重要です。豊かな教育環境や魅力ある学校・園づくりに努め、一人一人の個性や能力を最大限に伸ばす教育を推進します。



第4章

施策の推進の視点

第4章 施策の推進の視点

第1章第2節で本計画の基本的な考え方を、第3章でめざす子ども像と教育の姿を提示しましたが、本市の教育を推進するにあたっては、子どもたちが大きく変化する社会に適切に対応し、「生きる力」を培うことが大切です。そのため、教育の視点を4つ定め、今後10年間の教育施策を進めていくこととします。

同時に、生涯にわたって基本理念を活かし続けるため、「木津川市生涯学習推進計画」との関連も図ります。

視点1 子どもの未来への見通し

子どもの発達段階にあわせて、それぞれの段階に応じた教育を進めていくとともに、幼保小中の連携を進めることにより、計画的、系統的、継続的な教育を進めます。

また、教育は幼児期の教育や学校教育だけで終結するものではなく、生涯を通じて学び続けることで、自らを高め、豊かな生活を送るとともに、社会に貢献できるものです。それらのための体制や環境整備を進めていく必要があります。

視点2 多様な子どもの学び

全ての子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」「協働的な学び」の実現をめざすとともに、家庭や地域社会、関係機関との連携した学びや、多様な人とのかかわりからの学びの機会の提供、さまざまな背景を持つ子どもたちの学習機会の保障を実現します。

視点3 木津川市の特色や資源の活用

本市には多くの国宝や重要文化財、豊かな自然環境があります。これらの資源を有効に活用することで、ふるさとである”木津川市”を知り、愛着と誇りを持つ心を育てます。

また、関西文化学術研究都市に代表される最先端の科学技術を誇る研究所や企業が立地しており、その地理的優位性を存分に生かした教育を進めていきます。

視点4　ＩＣＴの積極的な活用

新型コロナウイルス感染症の拡大により社会生活のみならず学校教育も大きく制限を受けましたが、これを契機として一人一台端末の配備が完了し、学校でのＩＣＴの活用が大きく進みました。「超スマート社会（Society5.0）」に向けて、今後ますますＩＣＴの利活用による教育への変革が進んでいく時代となります。本市においても、これまでの学校教育で培ってきた教育手法とＩＣＴを最適に組み合わせ、時代に応じた多様な学びにつなげる教育を推進します。

生涯学習推進計画との関連について

本市の生涯学習の推進にあたっては、「木津川市生涯学習推進計画」（人をはぐくみ こころを結び まちを創る 一きずなプラン）で、すべての市民が生き生きと充実した人生を送ることができる生涯学習社会の実現をめざしています。

生涯学習を取り巻く環境は、価値観の変化や核家族化、高齢化の進行などにより社会環境が変化する中で、生涯学習をきっかけとして地域や社会に参画できる仕組みづくりが求められており、今後ますます、家庭・学校・地域社会の連携が必要になってきます。

市民一人一人が自らの意思で生涯にわたり学ぶこと、また協働で学ぶ取組が重要であり、学ぶことにより、自己の教養や技能を高めることができます。

また、生き生きとたくましく生きるための基盤としての健康や体力を生涯維持していくためには、幼少期の楽しく体を動かす習慣を身に付けさせるための取組から、生涯にわたってスポーツを学び楽しむ習慣を持たせる取組までの関連を図っていかなければなりません。

生涯にわたって学び続ける意欲と態度をはぐくむためには、学校教育と社会教育が同様の視点を持って、それぞれの施策を推進していかなければなりません。本計画における様々な施策は、「木津川市生涯学習推進計画」との関連を十分に図る必要があります。

基本理念

めざす子ども像

共に「学び」「喜び」「成長し」

未来を力強く生きる“きづがわっ子”

めざす教育の姿

一人一人の可能性を
伸ばし、多様な幸せを
実現する力をはぐく
む

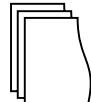
一人一人が輝き、持続
可能な社会の一員と
しての基盤をはぐく
む

木津川市の力を結集
し、地域社会全体で守
りはぐくむ

重点目標

- 1 「個別最適な学び」と「協働的な学び」
- 2 多様性を尊重し合う豊かな人間性
- 3 心身の健やかな成長
- 4 持続可能な社会を築く生きる力
- 5 学びを支える教育環境の整備
- 6 地域を学び、家庭・地域とともに生きる

- 視点1 子どもの未来への見通し
視点2 多様な子どもの学び
視点3 木津川市の特色や地域資源の活用
視点4 ICT の積極的な活用



第5章

重点目標と施策の基本的方向

第5章 重点目標と施策の基本的方向

6つの重点目標と31の施策の基本的方向により、共に「学び」「喜び」「成長し」未来を力強く生きる“きづがわっ子”の育成をめざします。

重点目標1 「個別最適な学び」と「協働的な学び」

- (1) 個別最適な学びと協働的な学びの展開
- (2) 学びに向かう力、人間性等の涵養と学習習慣の定着
- (3) 基礎的・基本的な知識・技能の習得
- (4) 活用する力の育成
- (5) 9年間を見通した学力保障



重点目標2 多様性を尊重し合う豊かな人間性

- (6) 道徳教育の推進
- (7) 生徒指導の充実
- (8) 読書活動の推進
- (9) 人権教育の推進
- (10) 特別支援教育の推進
- (11) 幼児教育の推進



重点目標3 健やかな体の成長

- (12) 食育の推進
- (13) 体力の向上
- (14) 健康の保持増進
- (15) 感染症対策の充実



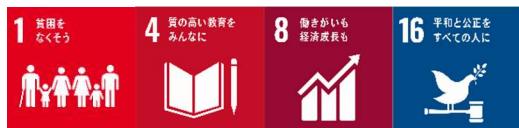
重点目標4 持続可能な社会を築く生きる力

- (16) キャリア教育の推進
- (17) 情報教育の推進
- (18) グローバル化に対応できる人材の育成
- (19) 環境教育の推進
- (20) 持続可能な開発のための教育（E S D）の推進
- (21) 防災教育の充実



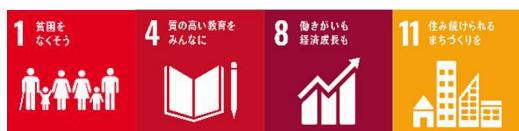
重点目標5 学びを支える教育環境の整備

- (22) 困難な環境にある子どもへの支援の充実
- (23) 学校の組織力と教職員の資質向上
- (24) 魅力ある学校・園づくり
- (25) 安心・安全なよりよい教育環境の整備



重点目標6 地域を学び、家庭・地域とともに生きる

- (26) 社会総がかりによる子育て支援
- (27) 家庭教育の支援
- (28) 生涯学習環境の充実
- (29) 自然・歴史についての学習の充実
- (30) 地域資源の活用
- (31) 文化財の活用



重点目標1 「個別最適な学び」と「協働的な学び」

【現状と課題】

- 「確かな学力」の育成には、児童生徒一人一人の特性や学習課題に応じて指導方法や時間の柔軟な対応を行うなど「指導の個別化」と、教師が児童生徒一人一人に応じた学習活動や課題に取り組む機会を提供することで、学習が最適になるよう自ら調整する「学習の個性化」が必要です。この児童生徒にとっての「個別最適な学び」を充実し、「協働的な学び」と一体的に取り組むことで「主体的・対話的で深い学び」につなげる必要があります。
- 高い目標を持って学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等の涵養に向けての計画・実践を今後も進めていく必要があります。そのため、自己調整を行いながら、主体的に粘り強く学習に取り組む意欲を高め、より良い学習習慣の確立をめざす継続的な取組が必要です。
- 幼児期からの様々な場での体験活動から得た子どもの興味・関心を大切にし、小中学校においては、個別の学力実態の把握と分析に基づき、系統的でより効果のある授業改善を推進することが重要です。特に、学習内容の定着に課題がある児童生徒の指導には、個別の対応・工夫が必要です。
- 児童生徒が習得した知識及び技能を活用する力や活用のための思考力・判断力・表現力等には、一定の向上が見られますが、自分の考えを深め、他者とのかかわりの中で課題を見出し協働して解決していく「主体的・対話的で深い学び」の充実に向け、さらに取組を進める必要があります。
- 児童生徒の学力の充実・向上を図る上で、義務教育9年間を通じて小中学校が互いに協力し、責任を共有して目的を達成することが重要であり、そのためには、系統性・連続性のある学力向上の取組が必要です。義務教育9年間を見通し児童生徒の発達段階に応じた教育課程を編成することが求められます。

【基本方針】

学力の保障については、ＩＣＴの利活用を充実させながら、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、知識及び技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力や、自ら学習を調整しながら粘り強く学習に取り組む態度を育成することで、「確かな学力」をはぐくんでいきます。そのため、各小・中学校が、カリキュラム・マネジメントの充実・強化を図るとともに、教育委員会と学校とが連携し、木津川市立小・中学校学力充実・向上推進会議などの取組を具体的に進め、本市の授業スタンダードによる授業改善を推進します。

加えて、各種の学力・学習状況調査の結果分析を進め、学力の実態を的確に把握し、個別のニーズに応じた適切な指導・支援を行い、児童生徒にとっての「個別最適な学び」となるようにするとともに、互いに支え、協力し合う学びの集団を基盤とした「協働的な学び」を一体的に進め、「主体的・対話的で深い学び」を充実するための授業改善に取り組んでいきます。

また、家庭・地域や関係諸機関と連携を強化し、言語活動や体験活動を重視した取組を進めることで、学習意欲、学びに向かう力を喚起し、より良い学習習慣の確立をめざします。合わせて、小中連携をさらに進め、義務教育9年間を見通した教育課程を編成・実施することにより、発達段階に応じた計画的・継続的な学習指導の充実を図ります。

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期においては、幼保小の連携を図り、学習の動機や興味・関心の基礎となる遊びを通しての体験や、「ことば」をはぐくむ活動の充実に努めます。

(1) 個別最適な学びと協働的な学びの展開

- ◇ 「1人1台端末」等のICT機器の効果的な活用を進め、児童生徒一人一人の多様な学びにつなげていきます。
- ◇ 児童生徒の興味・関心や習熟の程度に応じた学習内容、形態等を工夫し、「指導の個別化」「学習の個性化」を図ります。
- ◇ 多様な個性が集まる集団の中で、対話を通して自らの学びを深めるための「協働的な学び」を一体的に進めます。

【主な取組】

- 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実
 - ・「1人1台端末」等のICT機器の効果的な活用

児童生徒の実態に応じて、紙・デジタル、教科書・教材・学習支援ソフト等の多様な学びの手段を適切に取り入れた授業を進めます。
授業や家庭での学習に「1人1台端末」を活用することで、児童生徒一人一人に応じた学習支援や家庭学習の充実に取り組みます。
 - ・「指導の個別化」と「学習の個性化」

児童生徒の実態に応じて、個別学習やグループ別学習、繰り返し学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習、児童生徒の興味・関心に応じた課題学習等を取り入れ、児童生徒一人一人が自分に応じた学習活動や学習課題に取り組めるよう授業改善を進めます。
 - ・自らの学びを深める「協働的な学び」との一体化

児童生徒が自分の考えを深め、他者とのかかわりの中で課題を見出し、協働して解決していく力を育成します。
集団での学習活動において、他者との意見交流を通じ様々な考え方につなげることができます。

(2) 学びに向かう力、人間性等の涵養と学習習慣の定着

- ◇児童生徒一人一人がよりよい社会や幸福な人生を切り拓いていくために、自己を調整する力を意識した授業づくりを通して、主体的に学習に向かう態度等の育成を図ります。
- ◇家庭との連携のもと、発達段階に応じた家庭学習の充実を図るとともに、小学校低学年からの学習習慣の定着をめざした取組を一層推進します。

【主な取組】

○自己調整しながら、主体的に粘り強く学習に取り組む態度の育成

- ・体験活動と学ぶプロセスを大切にした授業づくり

専門家や研究機関との連携のもと、児童生徒の好奇心を喚起する観察、実験、ものづくり等の体験を通して主体的に学習に向かう意欲を持たせるとともに、振り返りなどの自己の学習を見つめ直す活動を大切にしながら学びが深まるように授業の展開を工夫します。

- ・認知能力と非認知能力を一体的にはぐくむための取組の推進

「木津川市特色ある学校づくり推進事業」を活用し、学校における学びに向かう力をはじめとした非認知能力育成に関する研究及び取組を支援し、認知能力と非認知能力を一体的にはぐくむための教育を推進します。

- ・発達の段階に応じた家庭での学習習慣の定着

小中学校で作成している生活習慣や学習習慣の目標とする姿を示した「家庭学習の手引き」等の充実と活用を進め、家庭との連携を密にし、授業で学習したことの振り返りをはじめ、目標を定め計画的に家庭学習を進めることができるよう、小中学校の発達の段階に応じた家庭での学習習慣の定着をめざします。

(3) 基礎的・基本的な知識・技能の習得

- ◇基礎的・基本的な知識・技能の習得のために、「わかる授業の創造」をめざした取組を推進します。
- ◇児童生徒一人一人の学習内容の習熟の程度に応じた学習や個別の課題に合った補充学習等の取組を充実します。
- ◇全国学力・学習状況調査や京都府学力・学習状況調査～学びのパスポート～及び木津川市小・中学校統一学力テスト等での客観的な学力の把握と、分析に基づく教科指導並びに授業改善を図るための支援を行います。
- ◇学校間連携と専科教育の推進を図ります。

【主な取組】

○木津川市授業スタンダードに基づいた「わかる授業の創造」

・木津川市授業スタンダードの定着

小中学校において、「授業のめあて・流れの提示と視点を明確にした振り返りのある授業」「一人学びとグループ学習を適切に組み合わせた授業」「ＩＣＴ機器等教材教具・思考ツールを効果的に活用した授業」を基本とした木津川市独自の授業スタンダードの一層の定着を図ります。

・ＩＣＴ機器を活用したわかる授業の推進

各校で作成している教材や蓄積しているデータの共有化等を図り、「1人1台端末」等のＩＣＴ機器を活用したわかる授業を推進します。

・習熟の程度に応じた学習や補充学習の充実

児童生徒の実態に応じた少人数授業を展開し、習熟の程度に応じた学習を計画的に進め、基礎的・基本的な知識・技能の定着を図ります。

小学校での「ホップアップ学習」、中学校での「ステップアップ学習」等の補充学習の充実を図り、児童生徒の基礎学力の定着と学習意欲の向上を図ります。

・各種学力・学習状況調査の実施と分析、検証による授業改善

全国学力・学習状況調査や京都府学力・学習状況調査～学びのパスポート～の結果分析、及び、木津川市小・中学校統一学力テスト等の結果分析を踏まえ、授業改善を一層図るとともに、児童生徒一人一人に適した学習支援を行うことで、確かな学力を育成します。

・小学校における教科担任制、専科教育の推進

小学校において教職員の専門性を活かした教科担任制を積極的に取り入れ、専科教育を推進します。

(4) 活用する力の育成

- ◇理解していることやできることを活用する、思考力・判断力・表現力等の育成を図ります。
- ◇研究指定校の優れた実践を他校に波及させる取組を推進します。
- ◇関西文化学術研究都市内に立地する各研究機関や大学との連携事業の充実を図ります。

【主な取組】

○思考力・判断力・表現力等の育成

・「主体的・対話的で深い学び」の充実に向けた授業改善の推進

学習指導要領の主旨に沿った「主体的・対話的で深い学び」の充実に向け、知識を活用する力、思考力、判断力、表現力等の育成を図る授業改善を一層進めます。

身につけた知識・技能を活用する力を育成するために、伝え合う学習活動として、自分で考察し、まとめ、発表する等の活動を積極的に取り入れた授業を推進します。

教科等のあらゆる場面で「聞く・話す・読む・書く」等の言語活動の充実を図ります。

・活用する力を育成する授業の実践

研究指定校や先進校の実践に学ぶ機会を持ち、活用する力を育成するための授業を工夫します。

・高校の出前授業や大学・研究機関との連携事業の推進

高校の出前授業や大学・研究機関との連携事業に取り組むとともに、京都府が実施する事業を積極的に活用します。

(5) 9年間を見通した学力保障

- ◇就学前から中学卒業までを見通した教育を進め、学校・園の各学年がそれぞれの責任と役割を明確にし、連携のもと、系統立てた教育を進めます。
- ◇特に、中学校区ごとに義務教育9年間を見通した教育課程の編成をめざし、発達段階に応じた学力充実・向上の取組を進めます。
- ◇小中一貫教育のメリット、デメリットを踏まえた調査研究を進めます。

【主な取組】

○校種間連携の推進と小中一貫教育の調査研究

- ・幼稚園・保育所・認定こども園・小学校の連携の強化
「保幼小の架け橋プログラム」の実施を進め、学習の動機づけや興味・関心の基礎となる遊びを通した体験や、「ことば」をはぐくむ活動の充実に努めます。
- ・小学校と中学校の円滑な接続をめざした連携
小・中学校の円滑な接続をめざした連携として、担任や教科担当等による児童生徒の個別の状況を踏まえた連携等を進めます。共通の学力調査等の結果分析を中学校区ごとに行うことで、学力の実態を適切に把握し、進路保障を見据えた系統的でより効果のある学力の充実・向上を進めます。
- ・小中一貫教育についての調査研究
「木津川市立小・中学校の在り方に関する基本計画」に基づき、「小中一貫教育」について、中学校区の実態に応じた調査研究を進めます。

重点目標2 多様性を尊重し合う豊かな人間性

【現状と課題】

- 学校・園での「特別の教科 道徳」等の効果的な実践交流等により、木津川市全体として、「心の教育」の深化につなげることができました。今後は市内の人材を活用し、さらに効果的な取組を進める必要があります。
- 組織的ないじめ防止体制の確立と、スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー（スクールソーシャルワーカー）、また関係機関等との連携により、社会的規範意識における課題に対し、効果的な対応ができましたが、表面化しにくいSNS等の問題事象や深刻化している不登校等に対し、さらに迅速な取組を強化する必要があります。
- 全国学力・学習状況調査の結果によると全国平均と比べ、「読書は好きである」割合は、小学生はやや低く、中学生は同程度ですが、1日あたりの読書時間は全国平均と比べ多い状況です。これからも学校・園、家庭と連携した読書の取組を活発に進め、不読率のさらなる改善が求められます。
- 木津川市人権教育研究会の取組や、学校・園での計画的・効果的な人権教育により、豊かな人間性の醸成につながりました。今後は教職員の人権意識を一層高め、指導力を向上する必要があります。
- 学校・園の特別支援教育に対する体制が整備され、個々の教育的ニーズを踏まえた指導や支援が一定充実しました。今後は、インクルーシブ教育の理念に基づくとともに合理的配慮に努め、多様化する教育的支援に対し、教職員の資質と専門性の向上を図る必要があります。
- 幼児教育と学校教育の円滑な接続のため、乳幼児の発達特性や、学びの連續性を踏まえた取組等により、幼児教育への理解が深まりました。今後はさらに地域社会を含めた連携を深める必要があります。

【基本方針】

子どもたちが自他を尊重し、互いに認め合える人間性を涵養するため、あらゆる教育活動を通し、幼保小中間連携のもと、一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸張、社会的資質・能力の発達、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支える教育・保育を進めます。また様々な人権問題に

について正しく理解・認識し、自他を尊重する態度や実践力の育成と、個々の子どもの発達課題や実態を細やかに把握し、関係機関との連携の中で必要な指導・支援を行うなかで、一人一人の能力を伸ばし社会的自立を図る能力の育成を推進します。

各校では、道徳教育全体計画に基づき、学校はもとより家庭・地域との連携を図りながら、よりよく生きるために基礎となる道徳性の育成を進めます。各園では、子ども一人一人の個性や能力を伸ばし、生きる力を培う幼児教育の質の向上を図るため、幼稚園や保育所、認定こども園と小学校が連携した円滑な接続を推進します。

また、木津川市子どもの読書活動推進計画（第三次推進計画）を踏まえ、子どもの言語力と創造力を高め、深い情緒をはぐくむため、学校・園を中心に社会全体で読書活動を推進します。

(6) 道徳教育の推進

- ◇ 「特別の教科 道徳」を要とし、考え方議論する道徳を通して、組織的・系統的な道徳教育を推進します。
- ◇ 校種・学校間の連携を図り、いじめ問題への対応の充実や発達の段階を踏まえた体系的な道徳教育を推進し、児童生徒がよりよく生きるための基盤となる道徳性を養います。
- ◇ 家庭では手伝いやボランティア活動等を推進し、勤労奉仕の精神を涵養します。また、地域の素材や人材を活用した自然体験や社会体験を充実させ、心に響く道徳教育を推進します。

【主な取組】

○道徳教育の推進体制の充実

- ・道徳教育の組織的な推進体制の充実、校種・学校間連携による系統的な指導

各校の状況や児童生徒の実態に応じて、学校全体、校種・学校間等の連携を行い、中学校区や市全体で、考え方議論する道徳を通して、組織的・系統的な指導を進めます。

○よりよく生きるための基盤となる道徳性の育成

- ・授業研究会や校種・学校間連携による効果的な指導方法の研究と実践

各校の状況や児童生徒の実態を踏まえて、校種・学校間等の連携のもとで一人一人の児童生徒が自分自身の問題と捉え、向き合う「考える道徳」、「議論する道徳」にするため効果的でよりよい指導方法についての研究と実践を行います。

- ・子ども一人一人の良さを伸ばし、成長を促す評価の充実

児童生徒の実態に応じて、一人一人が自分自身のよさを發揮しながら、道徳的価値の自覚や生き方についての考えを深め、現実の困難な問題にも主体的に対処できるように成長を促す評価を行えるように充実させます。

○地域の資源を活かした学習活動や体験活動の充実

- ・地域の素材や人材活用等による、効果的・実践的な学習活動の推進

各校の状況や児童生徒の実態に応じて、効果的・実践的な学習活動を

推進するために、積極的に地域の素材や地域の人材等を発掘し、活用します。

○現代的課題に対応する指導の充実

- ・現代社会の状況に応じた様々なモラル等、現代的課題に関する指導の充実

各校の状況や児童生徒の実態に応じて、学校全体や小小連携・小中連携等を通じてスマートフォンのモラルやネット社会等に関する様々な状況に早期に対応し、組織的・系統的な指導を中学校区や市全体で進めます。

(7) 生徒指導の充実

- ◇社会の一員として持つべき規範意識やコミュニケーション能力を育成するため、学校と家庭と地域が連携し、児童生徒の実態把握に努め、多面的・多角的に子どもを捉えます。
- ◇児童生徒が社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支援します。
- ◇いじめ等の問題について、学校及び教育委員会による組織的な防止体制のもと、日頃からの未然防止と早期発見、早期対応に努めます。
- ◇児童生徒の不安を和らげ、心身共に健全に成長し、充実した学校生活を送ることができるよう支援します。

【主な取組】

- 道徳性・規範意識の醸成と対面でのコミュニケーション能力の育成
 - ・自己肯定感・自己有用感、公共の精神、将来への希望をはぐくむ取組
児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができるように、自己に内在しているよさや可能性に自ら気づき、多様な社会的資質・能力を身に付け、適切に行使し、自己の幸福と社会の発展を自ら追求することを支えます。
 - ・子どもが主体的に参加する人間関係を築く力の向上
児童生徒が、自他の個性を尊重し、相手の立場に立って考え、行動できる相互扶助的で共感的な人間関係を築くことができる学級や学校をつくります。
 - ・学校と家庭・地域・関係機関との組織的な連携
児童生徒の健全な育成と公平で格差のない学校教育の実現のため、保護者や地域、関係機関との連携と協働により、よりよい学校、よりよい社会をつくります。
- いじめや暴力を許さない学校・園づくり
 - ・子どもの生命・身体を尊重した自他を大切にする教育の推進
相手の人間性と尊厳を踏みにじるような行為であるいじめや暴力を決して許さない社会をつくるため、児童生徒の生命と身体を自他共に尊重し、一人一人の尊厳と人権を尊重する教育を推進します。
 - ・いじめの早期発見・早期対応・再発防止と専門家との連携
実効的な学校組織と関係機関等との連携体制のもと、いじめの未然防

止教育と組織的な気づきの中で、いじめの早期発見・早期対応を徹底し、重大事態に発展させない教育環境をつくります。また、いじめがくり返されないよう、再発防止に向けた教育を推進します。

- ・すべての児童生徒を対象にしたアンケートと個別の聞き取り調査の実施

表面的な言動では見つけにくい、いじめの早期発見の手立ての一つとして、全児童生徒を対象としたアンケートと教育相談を組織的に実施し、早急にいじめに対応し、解消をめざします。

- ・関係機関と連携した非行防止教室等の開催

児童生徒がいじめや暴力行為をしない人に育ち、それらの発生を防ぐための学校教育と併せて、警察署や法務局、保護司、弁護士、人権擁護委員等と連携し、非行を防ぐ取組を推進します。

○不登校の未然防止と児童生徒に寄り添う教育

- ・不登校児童生徒を生まない学校

学校が安全・安心な居場所となり、そこでは自分の存在が大事にされている、自分にとって大切な意味のある場となり、また悩みや不安を受けとめてもらえると感じる教育環境をつくりります。

- ・ニーズに応じた教育相談やカウンセリングルーム等、教育相談機能の充実

長期間登校しない、あるいはできない状況にある児童生徒の要因・背景を多面的かつ的確に把握し、早期に適切な支援につなげるため、丁寧なアセスメントと本人に寄り添った教育相談を実施します。また保護者との教育相談やカウンセリングについても充実していきます。

- ・スクールカウンセラー、まなび・生活アドバイザー（スクールソーシャルワーカー）など専門家との連携

多角的・多面的な児童生徒理解のため、教職員とスクールカウンセラー、まなび・生活アドバイザー（スクールソーシャルワーカー）等の専門家と連携した教育相談体制を築き、相互コンサルテーションを進めます。

- ・教育支援センター等との連携による学習機会の提供

教室で過ごしにくい児童生徒の居場所づくりや、学校教育のオンライン化、また教育支援センター等を活用し、学習支援や相談活動を推進します。

(8) 読書活動の推進

◇木津川市子どもの読書活動推進計画（第三次推進計画）を踏まえ、読書活動を通じた創造力や表現力の育成を推進します。

【主な取組】

○木津川市子どもの読書活動推進計画（第三次推進計画）の推進

- ・就学前から子どもが読書活動に親しむ態度の育成のための家庭、地域、幼稚園や保育所・認定こども園との連携

妊娠期や乳幼児期から本に親しむ環境を整えることで、本に親しみを持ち、読書を楽しめる子どもを育成するため、家庭や地域、幼稚園や保育所・認定こども園、関係機関と連携して、ボランティア等による読み聞かせなど様々な読書活動を支援します。

- ・小中学校での読書の教育活動上の適切な位置付け

学校教育に読書活動を計画的に位置付け、児童生徒が本に接する時間を確保し、読書指導の充実を図ります。また教科の中で学習したことに関連する本を読んだり、調べ学習の際に資料を読み解いたり、協働的・探究的な学習に役立つ読書活動を推進します。

- ・児童生徒の読解力・表現力の向上に向けた「ことばの力」の育成

ブックトークやビブリオバトル等の読書活動を通して、言葉を学び、感性を磨くことで「ことばの力」を育成します。併せて、表現力を高め、創造力を豊かにすることで、人生をよりよく生きる力を身に付けることをめざします。

○学校での組織的・継続的な読書の実施

- ・身近に本を置く環境づくりと、朝読書や昼読書の実施

不読率（1ヶ月に1冊も本を読まない子どもの割合）の減少に向け、朝や昼の読書時間の確保や、本や辞典をいつでも手に取れる所に置くことで、本の魅力に気づき自ら関わることのできる児童生徒の育成をめざします。

- ・小学1年生への「としょかんスタートセット」配付による図書館利用の促進

小学校入学時に「としょかんスタートセット」を配付し、市立図書館の活用を促し、図書館見学や職場体験を受け入れ、図書館の役割と読書の大切さを伝えます。

- ・学校司書を中心とした学校図書を活用した読書活動の推進

学校司書や司書教諭を中心に、児童生徒が「本を読みたい」「図書室に行きたい」「図書室の本で学びたい」と感じる読書活動の中核的な役割を担う学校図書館づくりを進めます。

(9) 人権教育の推進

- ◇子どもの人権に関する基本的な理解を深めるとともに、人権感覚をはぐくみ、人権尊重の意識の向上を図る取組を推進します。
- ◇同和問題をはじめ様々な人権課題に対して、発達の段階を踏まえつつ、効果的に人権学習を進めることで、全ての人の尊厳と人権が尊重される共生社会の実現に向けた教育を推進します。
- ◇子どもが、人権尊重の意識を日常生活の習慣として身に付け、実践できるようにするため、校種間を含め、家庭や地域、関係機関との連携を図ります。

【主な取組】

○人権感覚をはぐくむ学習環境の創造

- ・人権教育推進計画に基づいた学習や取組の積極的な推進

児童生徒の実態に応じて、校区の状況を踏まえた人権教育推進計画を策定し、それに基づいて人権尊重の普遍的視点と同和問題をはじめとする個別的な視点からの人権課題について組織的・系統的な指導や取組を進めます。

- ・子どもが「一人の人間として大切にされている」ことを実感できる環境づくりの積極的な推進

児童生徒の実態に応じて、学校全体で子ども一人一人が大切にされていることを実感できるような環境づくりと個に応じた支援や対応を進めます。

○共生の態度の育成

- ・学校・園の人権教育と木津川市人権教育研究会の取組の充実、他各種研究会等への参加による教職員の人権意識の向上・実践力の高揚

各校や地域の状況、児童生徒の実態に応じて、人権教育の取組を進めるとともに、校種・学校間等の連携のもと、市全体で教職員の人権に関する意識をより高め、実践力の高揚を図ります。

- ・発達段階に応じた子どもの主体的な人権学習のための効果的な教材開発と指導方法の工夫

児童生徒の実態に応じて、校種間の連携を行いながら、子どもが主体的に人権学習を進められるように、日ごろから効果的かつ的確な教材開発や指導法の工夫改善を図ります。

○校種間や家庭・地域・関係機関との連携

・校種間連携の推進と系統的・継続的な人権教育の実践

地域の実態に応じて、校区全体で子どもたちの人権を守り、人権意識を育てるために、校種間、家庭・地域と学校等の連携を密に行い、系統的・継続的な実践を進めます。

・学校・園と家庭・地域の協働による人権に関わる取組の実践

児童生徒の実態に応じて、学校・園と家庭・地域の協働により人権教育の取組を確かめ合い、人権意識の高揚を図る取組を進めます。

・関係機関との連携による多様な学習活動の推進

児童生徒、地域の実態に応じて、人権意識を高めるために関係機関と連携した人権学習や教職員研修等を進めます。

(10) 特別支援教育の推進

- ◇ 支援を必要とする子どもに対して、障がいが起因となる種々の困難の改善や克服のための取組を進め、社会に参加して周りとかかわりながら生活することができるよう、一人一人を大切にする特別支援教育を推進します。
- ◇ 特別支援教育の充実を図るため、計画的・組織的・継続的に研修内容を編成し、教職員の資質と専門性の向上を図ります。

【主な取組】

○ 個々の教育的ニーズに応じた支援の推進、相談支援体制の充実

- ・ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用による適切な支援
　　個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用による具体的な支援の推進と一貫した支援のために、「相談支援ファイル」を活用し、切れ目のない適切な支援を継続します。

- ・ 校種間・関係機関の連携と合理的配慮の提供

校種間や関係機関との連携を密に図り、個々の教育的ニーズに基づいた適切な支援及びその基礎となる環境整備等、合理的な配慮を提供します。

- ・ 関係機関の活用と校内体制の整備による個々の教育的ニーズに基づく指導・支援の強化

木津川市特別支援教育推進委員会・相談支援センターの活用によって、各校の校内委員会の機能充実を図ることによる体制整備と個々の教育的ニーズに基づく適切な指導・支援の充実を図ります。

- ・ 教職員等の資質と専門性の向上

特別支援教育の充実を図るため、発達障がいを含む障がいに係る専門的な知識と技能を有する教職員を養成することを目的に、計画的・組織的・継続的な研修を実施し、教職員等の資質と専門性の向上を図ります。

- ・ 特別支援教育支援員の計画的な配置

各校の通常学級に在籍する児童生徒の実態及び状況を踏まえて、特別支援教育支援員を計画的に配置することを進めています。

- ・ 木津川市教育支援委員会を中心とした就学相談体制の強化

就学にあたり、個々の教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を考えていくために、障がいの状態等を含め、個々の教育的ニーズを的確に把握し、よりよい就学ができるよう支援していきます。

○ユニバーサルデザインの視点・多様な学びの場

・誰にでも安心して学べる教育環境づくり

障がいの有無にかかわらず、全ての児童生徒に対してデジタル教材や電子黒板を活用した誰にでもわかりやすく、安心して学習や活動に参加できるユニバーサルデザインの視点からの教育環境・授業づくりを推進していきます。また、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が、ともに学ぶ機会を充実していきます。

・特別支援学校や木津川市通級指導教室、関係機関との連携の強化

特別支援学校や木津川市通級指導教室、関係機関との連携を強化し、個々の課題に応じた学びの場の提供と共同学習や交流学習を実施します。

(11) 幼児教育の推進

- ◇生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の質の向上を図り、子ども一人一人の個性や能力を伸ばすとともに、幼稚園、保育所・認定こども園と小学校の連携により、幼児期の教育から小学校教育への円滑な接続を推進します。
- ◇家庭における子育て支援として、未就園児保育や預かり保育の充実を図り保護者の多様なニーズに対応するとともに、地域社会を含めた子育ての充実を図ります。

【主な取組】

○人格形成の基礎を培う幼児教育の充実

- ・多様な体験活動の推進

学びの基礎となる体力や豊かな情操の発達を促すため、多様な体験活動の中で感じたり考えたり工夫したりする活動が十分に経験できるようにしていきます。

- ・豊かな人間関係をはぐくむ取組の推進

地域の人々など様々な人との触れ合いを通して、他者への思いやりの気持ちの育成と、豊かな人間関係をはぐくむ取組を推進します。

○幼小連携の推進

- ・幼児期の教育から小学校教育へ「架け橋期」の教育

幼児教育で育まれた資質・能力を活かし、「架け橋プログラム」に基づいて、幼児期から児童期の発達を見通しつつ、カリキュラム・教育方法を充実・改善し、小学校以降の学びにつなげていきます。

- ・幼稚園、保育所・認定こども園と小学校の職員合同研修の開催

「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を手掛かりに、幼稚園、保育所・認定こども園と小学校が合同の研修会を開くなどの取組を進めます。

○家庭における子育て支援

- ・未就園児保育の推進

未就園児保育や園庭開放等を実施し、幼稚園、保育所・認定こども園での教育内容の啓発に努めます。

- ・多様なニーズに応じた保育の推進

保護者のニーズに応じて保育時間の延長や預かり保育の実施等、安心して子育てできる環境作りに努めます。

・**保護者支援の充実**

子育ての不安や悩みに寄り添い、保護者が気軽に相談できる体制を整えるとともに、幼稚園、保育所・認定こども園と行政・専門機関の連携を強化し、子育て支援体制の充実に努めます。

重点目標3 健やかな体の成長

【現状と課題】

- 給食をはじめとする学校・園での生活における食の安全を守るため、食物アレルギー対応マニュアルを作成し、市内で統一した対応を行っています。今後は給食の残食減や、教職員への食物アレルギー対応の研修等の実施が必要です。
- 小中学校教育研究会等と連携し、体力テスト等の結果集計・分析に基づく運動能力の状況を踏まえた取組や授業改善をさらに推進します。
- 小中学校教育研究会、学校保健会、各関係機関と連携を図り、健康の保持増進に努める力の育成が求められます。
- 学校・園では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、長期の臨時休校や教育活動の大きな変容があり、対面でのコミュニケーションの機会が激減するとともに運動時間の減少による体力低下も懸念されています。今後も予測できない感染症等の事態に対応しながら、子どもたちの健やかな学びの保障と、心身の健全な育成に取り組む必要があります。

【基本方針】

子どもの身体の健全な成長を促すため、地元産食材を使った献立や郷土料理、伝統料理等の食文化を継承し、栄養バランスが整った、「おいしく、安心・安全で魅力ある学校給食」をめざします。また、望ましい食習慣の確立やふるさとの農業・食文化に关心が持てるよう学校・園における食に関する指導を充実するとともに、保護者や市民に対し、学校給食について理解を求め、さらに啓発していきます。

子どもの体力・運動機能の状況を踏まえた取組と中学校部活動の指導員や外部指導者等の人材を活用し、活動内容を充実させ、楽しく体力が向上する取組と部活動の地域移行について研究を進めます。

学校と家庭・地域が連携し、喫煙や飲酒、薬物乱用等の防止教育を進め、生涯に渡り、健康の保持増進に努める能力の育成を図ります。また、感染症等の流行により、健康が損なわれることを最小限にするため、国や府の方針を踏まえ、新型コロナウイルス感染症をはじめ、様々な感染症拡大防止に努め、子どもが自ら健康的な生活習慣を確立できる力を育成します。

(12) 食育の推進

- ◇食育推進委員会を中心に、市としての食育のあり方を検討するとともに、食に関する指導計画に基づき、就学前からの系統的な指導の充実を図ります。また食育の実践や充実を進め、家庭とも連携し、日常生活における望ましい健全な食習慣の定着を促します。
- ◇地元産食材を使った郷土食や伝統料理等の食文化を継承し、栄養バランスがとれ、子どもの健全な成長を促す「おいしく、安心・安全で魅力ある学校給食」をめざします。また、ふるさとの農業・食文化に関心が持てるよう学校・園における食に関する指導を充実します。

【主な取組】

○家庭と連携した健全な食習慣の定着

- ・食育推進事業を通した食に関する指導の充実と家庭と連携した望ましい健全な食習慣の定着

食育推進委員会の事業計画や、各校で作成する食に関する年間指導計画に則して、発達段階に応じた食育の指導を進め、食に関する指導の充実と家庭と連携した望ましい健全な食習慣の定着をめざします。

- ・食に関する学習「5分間スタディ」の推進や給食週間の取組、栄養教諭による出前授業等を実施

小学1年生から中学3年生に対し、年間3回「5分間スタディ」を実施し、発達段階に応じた食育の指導を進めるとともに、家庭において保護者向け資料の活用を啓発します。また食育月間や給食週間の機会を捉え食育を推進するとともに、栄養教諭を小中学校に派遣し、食に関する指導の充実に努めます。

○望ましい食文化の継承と地産地消の推進

- ・地元産食材を使った伝統的な食文化の継承と魅力ある学校給食の実現に向けた地産地消の取組と給食だよりや市のホームページ等での広報活動の推進

学校給食において、できる限り地元産食材を使用し地産地消を進めるとともに、給食だよりやホームページ等で広く周知を進めます。

- ・望ましい食文化の継承に向け、地域社会や家庭と連携した食育の推進

学校給食や地産地消、食文化に関する理解が深まるよう、映像教材等の教材開発やレシピ集などを作成し、ホームページ等を通じて地域や家

庭への啓発に努めるとともに、地域の「きょうと食いく先生」との連携を進めます。

○安心・安全な学校給食の実施

- ・給食における食物アレルギー対応についてのマニュアルの見直しと、教職員の研修の推進

　食物アレルギー対応マニュアルの定期的な見直しと教職員の研修を進めます。

- ・学校給食センターにおける徹底した衛生管理の下での調理

　安心・安全な給食を提供するため、学校給食関係者・調理従事者の研修を進め、学校給食センターでは徹底した衛生管理のもとで調理を行います。

(13) 体力の向上

- ◇児童生徒の体力テスト等の結果を集計・分析し、各校において、体力の向上に向けた取組を推進します。
- ◇体力を培う学校体育の充実と、地域と連携した中学校部活動の充実を図ります。
- ◇運動の基本的な知識や技能を身に付けるとともに、個々に応じた運動やスポーツ活動などを通して、生涯にわたり運動やスポーツに親しめる取組を推進します。

【主な取組】

○データに基づく児童生徒の体力の向上

- ・全国体力・運動能力、運動習慣等調査を踏まえた取組の推進

小中学校教育研究会との連携や全国体力・運動能力、運動習慣等調査の活用、体力テスト等の結果の集計・分析に基づく運動能力の状況を踏まえた取組や授業改善を図る取組を推進します。

- ・児童生徒の体力保持・増進の取組の推進

子どもの体力・運動機能の状況を踏まえ、特に小学校では児童会の活動等を通して、休み時間の遊びや、地域での体育的行事と連携した中で幅広く運動に親しむ習慣づくりを進め、児童・生徒が運動を通して体力保持・増進に繋がる取組を推進します。

○体育的行事や部活動の充実

- ・学校体育と部活動の充実等

学校体育や学校間・地域と連携した中学校部活動の充実を図ります。

また、部活動における校種間連携の推進と部活動指導員や外部指導者等地域の人材の積極的な活用を図ります。

- ・学校と家庭・地域との連携・協働

学校と家庭や地域との連携・協働により体力向上に向けた取組を進めます。特に小学校では健康で健全な体の基礎をつくる時期であるため、体力向上に関して家庭への啓発活動を行います。中学校では、生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動のあり方についての検討を行います。

- ・友好都市等とのスポーツによる交流等

友好都市等とのスポーツによる交流や京都府等が主催する体育的行

事へ積極的に参加します。

(14) 健康の保持増進

- ◇ 喫煙や飲酒、薬物乱用等の防止教育や、性に関する教育等の充実を図る等、社会的課題に対応する取組を推進します。
- ◇ 学校・園、家庭、地域との連携のもと、基本的な生活習慣の確立に向けての取組を推進します。

【主な取組】

○ 喫煙や飲酒、薬物乱用等の防止教育

- ・ 喫煙や飲酒、薬物乱用等防止教育の推進等

　喫煙や飲酒、薬物乱用等の防止教育を推進し、防止教育における校種間及び各種関係機関との連携強化を図ります。

○ P T Aや家庭と連携した生活習慣の確立

- ・ 望ましい生活習慣・食習慣の確立に向けた取組の推進

　P T Aや家庭との連携による望ましい生活習慣・食習慣の確立に向けた家庭への啓発を推進します。また、「早寝、早起き、朝ごはん」キャンペーンの推進と、子どもの基本的な生活習慣の確立を図る取組を推進します。

○ 学校保健・保健管理の充実

- ・ 望ましい生活習慣の確立にむけた取組の推進

　木津川市学校（園）保健会連絡協議会と連携した健康で望ましい生活習慣の確立できる取組を進めるとともに、専門機関との連携による感染症・生活習慣病や性に関する教育等、保健に関する社会的課題に対応する取組を推進します。

- ・ 食物アレルギー等の対応が必要な子どもへの取組

　対応が必要な子どものために、教職員向けの食物アレルギー対応マニュアルの作成や研修の実施と幼保小中連携した対応が図れる仕組みづくりに取り組みます。

(15) 感染症対策の充実

- ◇国・府の方針を踏まえ、学校・園での活動の継続を前提とした上で、感染症拡大を防止していくため、時々の感染状況に応じた感染症対策を講じます。
- ◇感染症拡大防止のため、正しい基本的な生活習慣を身に付けることができる子どもを育成し、感染症が要因となる人権上の差別や偏見のない学校や園をつくります。
- ◇学校・園や地域において感染症が流行している場合には、専門家と連携した保健管理体制を構築し、適切に対処します。

【主な取組】

- 様々な感染症対策の基本的生活習慣の確立と人権的配慮
 - ・**基本的な感染症対策の徹底**
子どもの健康観察や換気の確保、手洗い等の手指消毒衛生や咳エチケットの指導等を行います。また、医療的ケア児や基礎疾患児については、保護者や主治医と連携し、対応します。
 - ・**最新の情報を考慮した感染症予防教育の充実**
児童生徒が、感染症を正しく理解し、感染リスクを自ら判断した上で、感染症の予防ができる子どもの育成を進めます。
 - ・**感染者やその家族への差別や偏見等がない人権意識の育成**
感染者やその家族に対する差別・偏見・誹謗中傷がないよう十分に注意を払います。また児童生徒に感染者等に対する人権尊重の視点に立った指導を行います。
- 子どもたちの学びの保障
 - ・**適切な感染症対策のもと、学習指導要領に基づいた教育課程の実施**
学校では、必要に応じ、学習や活動の内容を工夫しながら、授業や部活動、各種行事等の学校教育活動を継続し、児童生徒の学びの保障を進めます。
 - ・**やむをえず登校できない場合の学習機会の確保**
G I G Aスクール構想を踏まえ、I C T端末等を活用し、児童生徒の学習に著しい遅れが生じないようにするとともに、規則正しい生活習慣を維持し、学校と児童生徒との関係を継続します。

○感染症が流行している場合の対応

- ・活動場面に応じた一時的な対策

学校・園や地域の感染状況を把握し、具体的な活動や儀式的行事等の学校行事など、場面に応じた対策を講じます。その際には、児童生徒や保護者等の理解・協力が得られるよう、丁寧な説明と情報発信を行います。

- ・専門家と連携した教育活動の工夫

保健所や学校医・学校歯科医・学校薬剤師等の専門家と連携した学校における保健管理体制を構築し、教育活動の継続を進めます。

重点目標4 持続可能な社会を築く生きる力

【現状と課題】

- 外部人材の活用や地域社会と連携した体験的な学習について、状況に応じた計画を行い、系統的なキャリア教育推進に努めることが必要です。特に想定外の事態に向き合い調整する力や新たな価値を生み出す力を育成する必要があります。
- 電子黒板等のＩＣＴ機器を市内の小中学校全普通教室に配備するとともに、児童生徒に一人一台のタブレットパソコンを配付し、通信ネットワークの遅延の解消にも努めました。更に、情報活用能力の育成と情報モラルに関する指導、教職員の研修体制や指導体制の充実が求められています。
- グローバル化が進展する中、多文化共生教育を進めるために、国際交流事業推進や外国語によるコミュニケーション活動の充実を図る必要があります。
- 木津川市内の自然及び特産物、環境に関連する施設や地域の企業等を活用した体験的な環境教育の充実が求められています。また、生命や自然を尊重する精神を養うとともに、環境保全やよりよい環境の創造のためにＳＤＧｓを推進する必要があります。
- 日常生活の課題を地球規模の課題と結び付けて考え、それらを解決するための行動変容をもたらす教育が求められています。そのために必要な資質・能力を培う、持続可能な開発のための教育（ＥＳＤ）を推進する必要があります。
- 子どもが危険に際して自らの安全を守るために必要な危機意識の向上や適切な判断力、主体的に行動する力を育成する必要があります。

【基本方針】

変化の激しい社会の中で、様々な課題を自分の事として捉え、主体的に考え、自ら行動を起こす力の育成が求められています。そこで、あらゆる場面での教育活動を通じて習得された知識、技能、価値観を行動変容に生かす事が必要とされる持続可能な開発のための教育（ＥＳＤ）を進め、ＳＤＧｓに掲げられた17の開発目標についての知識の習得にも努めます。課題を自ら

のこととして理解し、主体的に行動を起こす力を身に付ける教育を進めるこ
とは重要であると考え、計画的に実施します。

さらに、体験的な学習等を通して、学校での学びを社会で役立てられるよ
う、子どもの発達段階に応じたキャリア教育を推進します。

また、国際化、高度情報化等社会を生き抜くために、子どもが「プログラ
ミング的思考」を身に付け、電子黒板、タブレット等の活用を始めとする I
CT機器を引き続き活用し、情報活用能力の育成に努めます。

身近な地域の課題から幅広い視点で課題解決型学習を設定するなど工夫
し、グローバルに活躍する人材の育成に努めます。これから社会づくりの一員として主体的に参画し、社会に発信、行動変容に生かす人材の育成をめ
ざし、木津川市の文化と伝統を理解するとともに持続可能な世界の創造のために積極的な行動がとれる力を身に付けさせるための教育を推進します。

そして、日常生活に直面する安全の課題に対して、防災教育や避難訓練等
を充実させ、危険を予測し的確に判断・行動できるよう子どもの安全意識・
能力の向上を図ります。

(16) キャリア教育の推進

◇望ましい職業観や勤労観をもち、子どもが自らの進路を主体的に切り拓き、自己実現につなげることができるように、自己理解学習やライフデザインを考える学習を進める等、発達の段階に応じたキャリア教育を推進することで、今、求められている予測困難な事態に向き合い調整する力や新たな価値を生み出す力の育成に努めます。

【主な取組】

○将来を見通した系統的な教育の推進

・ライフデザインを考える力をはぐくむ取組の推進

将来の自分の「ありたい姿」を考えることを通して、それを実現するためにはどのような働き方や、社会的活動を行うべきか等、ライフデザインを考える力をはぐくむ取組を推進します。

・大学や近隣企業等との連携による児童生徒の知的好奇心の醸成

大学や近隣企業等との連携により、先進的な技術などに触れる機会を通して、児童生徒の知的好奇心の醸成を図り、地域に誇りを持つ子どもを育成します。

・ＩＣＴ機器を活用し、発達段階に応じたキャリア教育の推進

電子黒板等のＩＣＴ機器を活用し、視覚的にも分かりやすい映像教材等を取り入れ、発達段階に応じたキャリア教育の推進を図ります。

・小小、小中連携を強めた組織的、系統的な体験活動の充実

小中学校がお互いに情報交換、交流することを通して、体験学習を組織的、系統的に計画し、小学校教育から中学校教育への円滑な接続をめざすことで地域の特色を生かした体験活動の充実を図ります。

・地域の人的、物的資源の有効活用

地域の人的、物的資源を有効活用し、地域に誇りを持ち、社会に参画するための力を育成するために、地域社会全体で子どもの学びや育ちを支えます。

・キャリアパスポートの活用

自己実現につなげられるようにキャリアパスポートを活用し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりしながら自身の変容や成長を自己評価できるようにします。

○進路指導相談体制の充実

- ・相談体制の整備と支援体制の充実

子どもが自らの進路を主体的に切り拓き、自己実現につなげることができるように、相談体制の整備と支援体制の充実を図ります。

- ・社会人、職業人としての自立

一人一人が個性と持ち味を最大限に發揮でき、社会人、職業人として自立できるよう、資質や能力、態度を継続して育成します。

(17) 情報教育の推進

- ◇児童生徒の発達段階に応じた情報活用能力の育成を図り、「主体的・対話的で深い学び」をめざします。
- ◇身の回りにあふれる情報の中から、多面的・多角的な視点をもって正しいものを選び取る情報活用能力の育成及びルールやマナー等の情報モラルの育成に努めます。
- ◇教職員はスキルの向上に努め、すべての学級で均等な教育が進められるよう研鑽するとともに、教職員をサポートする体制の充実を図ります。

【主な取組】

○ I C T 活用能力の育成

- I C T 機器やデジタル学習ソフトの効果的な活用

I C T 機器やデジタル学習ソフトを効果的・効率的に活用した学習活動を推進します。

- プログラミングを活用した学習の充実

情報社会を生き抜くために、各教科等における様々な学習活動を通して「プログラミング的思考」を身に付けることができる学習を充実させます。

○ 情報モラルの育成

- 情報社会を主体的に生き抜く能力の育成

生成A I を含む膨大な情報のなかで、具体的なトラブル事例を提示し、情報社会における問題を「自分のこと」として自覚させ、どのように対応すればよいかを様々な状況で考えさせることで、情報を使いこなし、情報社会を主体的に生き抜く能力を育成します。

- 発達段階に応じた情報社会における正しい判断と望ましい態度の育成

身の回りにあふれる情報の中から、多面的・多角的な視点をもって情報を正しく安全に利用できるよう支援するなど、情報活用能力や情報モラルを育成します。

○ 研究体制等の充実

- 情報教育を推進する組織を軸にした研究、指導体制の充実

情報教育の円滑な実践や、今後のさらなる発展に向けて体系表を活用し、情報教育を推進する組織を軸にした研究、指導体制の充実を図ります。

す。

- ・**ソフトの充実、ネットワーク環境、校務支援システムの整備**

ソフトの充実、ネットワーク環境、校務支援システムの整備を行い、タブレット型パソコンの使用環境の充実を図ります。

- ・**I C T 支援員の効果的な活用**

I C T 教育における、児童生徒一人一人に応じたきめ細かな指導ができるように、I C T 支援員を効果的に活用します。

○情報環境の整備

- ・**効果的な設備環境の積極的な導入**

社会環境の変化に対応した、効果的な設備環境を積極的に導入します。

(18) グローバル化に対応できる人材の育成

- ◇世界に通用するグローバル人材を育成するために、異文化を理解・尊重する資質やコミュニケーション能力を育成します。
- ◇海外の学校との異文化交流などの取組を推進し、国際感覚を磨いていきます。
- ◇すべての小学校に配置された英語の専科教員によるコミュニケーション活動を充実させます。
- ◇グローバルな視野をもち、国際社会で活躍できる力をはぐくむ教育を進めるためにも、インターネット等を活用した外国人との交流方法を探っていきます。

【主な取組】

○多文化共生教育の推進

- ・小中学校外国語教育の充実

学習指導要領に則り、小中学校を通して一貫した五つの領域（「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと(やりとり)」、「話すこと(発表)」「書くこと」）別の目標を基に、発達段階における指導の系統性を明確にし、小中学校の外国語教育の充実を図ります。

- ・コミュニケーション能力の育成や国際感覚を磨く取組の推進

異文化体験や外国人との相互コミュニケーションといった国際交流を通じて、多様な価値観に触れる取組を推進します。

- ・木津川市の歴史や地理に対する理解を深め、郷土への誇りをはぐくむ取組の推進

木津川市の歴史や地理について、ＩＣＴ等を活用しながら調べ学習を行うことにより理解をさらに深め、郷土への誇りをはぐくむ取組を推進します。

- ・外国語指導助手（ＡＬＴ）や小学校英語指導講師（ＪＴＥ）の効果的な活用

外国語でのコミュニケーション能力を着実に育成するためにも、外国語指導助手（ALT）や小学校英語指導講師（JTE）を効果的に活用した授業に計画的に取り組みます。

○国際交流事業の推進

- ・帰国子女や外国人児童生徒への支援

帰国子女や外国人児童生徒が、充実した学校生活や地域住民との溶け込んだ交流ができるよう、適切な支援を行います。

・**外国人ゲストを迎えた取組の推進**

木津川市在住の外国人ゲストを迎え、自國文化・異文化理解をテーマにした取組により、国際交流や国際感覚を磨く教育を推進します。

・**オンライン会議等を活用した交流方法の研究**

オンライン会議等を活用した交流方法を研究し、海外の学校との国際交流を充実します。

・**米国サンタモニカ市との交流事業の充実**

米国サンタモニカ市との交流事業の充実を図るとともに I C T 等を活用した新たな交流方法を検討し、一層の交流を深めます。

(19) 環境教育の推進

- ◇教育活動全体を通じて、市内の特色、環境に関連する施設などを活用しながら、計画的に環境教育を推進します。
- ◇持続可能な社会の担い手として、生命や自然を尊重する精神を養うとともに、環境保全やよりよい環境の創造のために S D G s 教育を推進します。

【主な取組】

○環境を保全する力の育成

- ・家庭や地域と連携した環境教育の推進

地域や家庭において、環境学習や環境保全のための自発的な環境教育を展開できるような体験活動の取組を推進します。

- ・地域の大学及び企業、施設等と連携した環境学習の取組の具体化

市内の環境に関連する施設や地域の大学・企業と連携した環境学習の取組の具体化を図ります。

- ・地球的規模での循環保全に目を向けた教育の推進

持続可能な社会の担い手を育成するために、教科横断的に地球規模での循環保全に関わる教育を推進します。

- ・地域にある施設の見学計画

地域にあるクリーンセンターの見学を通して、体験的な環境教育を推進します。

- ・地域人材の発掘

環境は様々な形で生活や社会経済活動に関わっており、環境教育の機会の多様化を図るためにも、地域人材を発掘し、学校・家庭・職場・地域社会等へつなげていきます。

- ・環境保全や環境創造のために S D G s 教育の推進

環境・社会・経済が持続可能な開発の三側面であり、環境がすべての基盤となっているので、環境保全や環境創造のためにも、S D G s 教育を推進します。

(20)持続可能な開発のための教育(ESD)の推進

- ◇持続可能な社会を実現するために必要な資質能力を培うための教育
(ESD : Education for Sustainable Development) を推進します。
- ◇教育活動を通じて習得された知識、技能、価値観を行動変容ができるよう努めます。
- ◇持続可能な世界を実現するために、状況に応じてできることを計画的に実施します。

【主な取組】

○持続可能な開発のための教育（ESD）の取組

- ・問題解決的な学習過程を取り入れた指導法の研修及び開発

教員研修等において E S D の考え方を推進し、教職員の資質・能力の向上を図るための質の高い E S D を実践するための問題解決的な学習過程を取り入れた指導法の研修及び開発に取り組みます。

- ・世界観を広げ、問題を発見する力の育成

世界観を広げ、様々な問題を各人が自らの課題として主体的に捉え、問題の根本的な要因等にも目を向けながら、身近なところから取り組むことで、新たな問題を発見する力の育成に努めます。

- ・地球規模の課題を自分事として捉え、何ができるかを主体的に考える力の育成

社会変革に推進していく力や地球規模の課題を自分事として捉え、自分には何ができるのか主体的に考える力を育てるために持続可能な開発のための教育（E S D）を推進します。

- ・自ら行動を起こす力を身に付ける教育の推進

すべての学校において E S D を推進していく中で、課題を自分事として捉え、その解決に向けて自ら行動を起こす力を身に付ける教育を推進します。

- ・非認知能力の育成

非認知能力の育成にも目を向け、それらの力を高める教育を推進します。

○SDGsについての基礎学習

- ・17の目標についての学習

S D G s についての学習から、17 の目標についての知識の習得に努め

ます。

- ・**学校教育全体を通して S D G s に関する知識の習得**

現在社会が抱えている様々な問題解決を図り、持続可能な社会の実現にむけて行動するために、学校教育全体を通して S D G s に関する知識の習得に努めます。

- ・**カリキュラム・マネジメントの充実**

17 の目標と 169 の具体的なターゲットの中から実現できることについて、児童生徒や地域の実態を踏まえ、教育課程を編成、実施、評価し、改善を図る一連のサイクルを計画的、組織的に推進して、充実を図ります。

- ・**S D G s の 17 の項目の中から重点目標の設定**

実現に向けたカリキュラム・マネジメントを充実する中で、児童生徒の発達段階に応じて、S D G s の 17 の項目の中から重点目標を設定し取組を進めます。

○家庭と連携した S D G s の実施

- ・**家庭で行う S D G s についての啓発**

児童生徒が、S D G s について学んだことを発信し、家庭で行える S D G s についての啓発及び課題提示を行う中で、家庭及び社会総掛かりで S D G s を推進していきます。

(21) 防災教育の充実

- ◇ 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）等の整備及び児童生徒の発達段階に応じた危機管理能力の育成と計画的な安全教育の実施に努めます。
- ◇ 学校・園における避難訓練や防犯・防災学習の充実を図ります。
- ◇ 教職員の防犯意識及び危機管理能力を向上させるための研修を行います。

【主な取組】

○ 危機管理能力の育成

- ・ 危機意識の向上や適切な判断力、主体的に行動する力を育成

学校・園の実態に応じて、地震・火災・風水害等の災害に対して、さらには日常生活に直面する安全の課題に対して、的確な思考判断に基づく適切な意思決定さらに主体的な行動選択ができる力の育成に努めます。

- ・ 危機管理能力を身に付ける安全教育の実施

日常生活全般における安全確保のために必要な危機管理能力を身に付け、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活をおくるための安全教育を実施します。

- ・ 危険を予測したり回避したりする能力の育成

日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、自他共に安全な行動が取れるよう、危険な状況を回避する能力を育成することに努めます。

○ 実践的な防犯・交通安全教育の推進

- ・ 防犯教育の充実

学校・園が防犯教室や不審者対応訓練等を児童生徒の発達段階に合わせた指導を行うために警察等関係機関と連携を図り、防犯教育の研修を計画的に実施します。

- ・ 子どもの防犯意識を向上させるための訓練等の実施

子どもの防犯意識を高めるための訓練等を定期的に実施することで充実を図ります。

- ・ 地域の実態に応じた学校安全マップの作成

通学路の整備及び安全点検を定期的に行うことで、地域の実態等に応じた学校安全マップを作成し、登下校時の安全確保の向上を図る取組を継続して進めます。

- ・「J-A L E R T」等、新たな危険対応に即した市内学校・園共通の危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の検討

「J-A L E R T」等、弾道ミサイル情報、緊急地震速報など新たな危険対応に時間的余裕のない事態に関する情報が配信された場合の市内学校・園共通危険等発生時対処要領を検討します。

○計画的な研修の充実

- ・警察等関係機関と連携した不審者侵入防止や事故防止等、安全対策の徹底

学校・園の安全において、警察等関係機関と連携を図り、計画的な研修を実施します。教師力及び警察力等の連携を図ることでより質の高い防犯教育や不審者侵入防止、事故防止等の安全対策の徹底を図ります。

- ・地震・火災・風水害等の災害に対する教職員研修の充実

災害等に対して、児童生徒の発達段階に応じた防災意識の向上を図り、危険回避能力を育成するための必要な研修を充実させます。

- ・教職員の危機管理意識の向上

各学校の実情に応じて想定される危険を明確にし、危険等発生時にどう対応するのか、いかにして児童生徒等の生命や身体を守るのかについて事前、発生時、事後の三段階の危機管理を想定し、安全管理及び安全教育を実践する中で教職員の危機管理意識の向上を図ります。

- ・感染症防止対策のための取組の推進

感染リスクの低減に向けた換気、空調環境改善等の感染症防止対策のための取組や自ら感染を予防するための基礎知識を習得し、対策のための取組を推進します。

重点目標5 学びを支える教育環境の整備

【現状と課題】

- 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に則り、生まれ育つ環境に左右されることなく、すべての子どものライフステージに応じた更なる支援の充実が引き続き必要です。
- 勤務時間の把握や部活動指導員の導入、研修会、会議等の精選等、教職員のワークライフバランスを重視した働き方改革を、木津川市全体で推進していく必要があります。また、授業力向上のため、教職員のライフステージにあわせた研修の充実が必要です。
- 学校アンケートや教職員による学校評価の結果に基づいた改善に努め、信頼される魅力ある学校づくりを進めるために、積極的に家庭や地域との連携を図ることが求められます。
- 通学路や学校施設の環境整備と安全対策を行うとともに、児童生徒が安心して学習や活動ができる教育環境の充実を継続して進める必要があります。

【基本方針】

経済格差や地理的条件など生まれ育つ環境に左右されず、すべての子どもが将来に夢や希望をもって成長できるように、学びと生活の支援の充実に努めます。そのために、学校・園内外における安全を確保し、児童生徒が安心して学習や活動ができる教育環境の整備を継続して推進するとともに、家庭の経済的な理由で子どもの学習機会が損なわれないように、保護者への経済的な支援を継続して行います。

さらに、教職員のワークライフバランスを重視し、学校及び教員が担う業務の精選と外部委託化等、抜本的な業務削減を推進します。

そして、特色ある学校づくりを進めるために、家庭や地域と連携を図り、各小中学校の実態に応じた取組を進め、校種間連携や学校評価を充実させ、家庭や地域に情報発信することで信頼される学校・園づくりを推進します。

(22) 困難な環境にある子どもへの支援の充実

- ◇子どもが経済的な理由で就・修学に困難をきたさないように支援を継続して行い、学力を身に付けることで希望の進路を実現できるための学習支援を行います。
- ◇個々の子どもの実態を把握し、関係機関との連携の中で必要な指導・支援を行うことにより、一人一人の社会的自立を図ることができる能力の育成に努めます。
- ◇困難な環境にある子どもの学習機会が損なわれないように、保護者への支援を継続して行います。
- ◇木津川市の福祉関係課や児童相談所等、関係諸機関との連携を図るとともに、活用に努めます。

【主な取組】

○子どもが置かれている環境の改善を図る取組の充実

- ・市福祉関係課や児童相談所等関係諸機関との連携

市福祉関係課や児童相談所等関係諸機関との連携により、子どもに寄り添った学習や生活を支援するネットワークの強化を図ります。

さらに、「まなび・生活アドバイザー」「心の教育相談員」「スクールカウンセラー」等の活用や、教育支援センターにおける相談体制の強化により、支援の充実を図ります。

また、ヤングケアラー等子どもの貧困の実態を把握し、市福祉関係課や児童相談所等関係諸機関との連携により、子どもの学びの機会が損なわれないよう環境改善の取組に努めます。

○児童生徒の学習支援の充実

- ・個別補充学習の充実

日々の授業の中で定着が不十分な内容について放課後や長期休業等を活用し、個別の補充学習を行い、学力の定着を図ります。

- ・ホップアップ学習、ステップアップ学習等の活用

授業中及び放課後、長期休業などで「ホップアップ学習」「ステップアップ学習」を活用し、学習のつまずきの解消と基礎的な学力の定着を図るとともに、児童生徒一人一人の理解度に応じた学習支援の充実に努めます。

○保護者への経済的支援の充実

- ・子ども・子育て支援事業、要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助制度の活用

木津川市子ども・子育て支援事業計画における事業や、要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助制度など、保護者の経済的支援の充実を図ります。

(23) 学校の組織力と教職員の資質向上

- ◇勤務時間の把握、研修会・会議・行事等の精選、ＩＣＴ機器等を活用した校務支援システムの整備を行うことで業務の効率化を図るとともに、教職員のワークライフバランスを重視した働き方改革を、市全体で推進します。
- ◇コンプライアンス意識の向上のための指導及び研修を計画的に実施し、服務規律の徹底を図ります。
- ◇教職員のライフステージにあわせた研修の充実を図ることで、市全体の教職員の資質・能力の向上をめざします。

【主な取組】

○学校・園の組織力の向上

- ・教職員がより協働できる体制づくり

校・園長のリーダーシップのもと、組織を機能的に運営するために組織マネジメント能力の向上を図り、教職員がより協働できる体制づくりを推進します。

○教職員の資質・能力の向上

- ・経験に応じた研修や職能に応じた教職員研修の充実

経験を踏まえたキャリアアップを図るために、ライフステージにあわせた研修や職能に応じた教職員研修を充実させ、教職員のバランスのよい資質・能力の向上をめざします。

- ・先進地での学びを進め、活用するために研修内容についての伝達講習等の確実な実施

先進地での学びを活用するために伝達講習会等を実施し、学校全体で協働・対話しながら学びを深めます。

- ・民間企業と連携した研修会の実施

教員免許更新制が廃止され、令和の日本型学校教育を担う「新たな教師の学びの姿」が求められています。民間企業と連携した研修会を実施し、継続的な学びを支える主体的な姿勢をはぐくみます。

- ・体罰、セクシャルハラスメントの根絶に向けた研究の実施及び服務の徹底

教職員の服務規律の徹底に向けたコンプライアンス意識の向上及び体罰、セクシャルハラスメント等の防止と根絶に向けた研修を計画的に実施します。

- ・効果的なOJTの実施

効果的なOJTを実施し、同僚性の構築や若手教職員の人材育成を推進します。

- ・**幼保小中連携の充実**

中学校区ごとに校種間連携を深め、子どもの課題や卒園・卒業時までに育ってほしい姿を共有するとともに、課題解決に向けた取組を推進します。

○教職員の健康管理

- ・**校務のICT化による効率化**

校務支援システムや校内ネットワークの充実、校務のデジタル化等の教育DXの推進により、校務の効率化を図ります。

- ・**教職員の心身の健康の保持増進対策の推進**

長時間勤務を解消することで、教職員自身、睡眠・休養などによる疲労回復を心がけ、適度な運動や気分転換による積極的な心身の健康の保持増進を図ります。

- ・**勤務状況の見直し**

働き方改革の成果が徐々に出つつあるものの、依然として長時間勤務の教職員も多いことから、在校時間の客観的な把握を徹底するとともに、業務改善の取組を推進します。

- ・**中学の部活動等の外部人材活用**

京都式「部活動サポート」（部活動指導員）に関わる予算及び人材を充実させ、部活動の地域連携や地域移行に向けた環境の整備を推進します。

- ・**パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等を十分配慮した働きやすい職場づくり**

全教職員がパワーハラスメント、セクシャルハラスメントについて十分理解するとともに、互いに尊重し合い、風通しの良い働きやすい職場づくりを推進します。

(24) 魅力ある学校・園づくり

- ◇木津川市の特色ある事業をより充実させ、各小中学校の実態に応じた取組を進めていきます。
- ◇学校アンケートや教職員による学校評価項目の重点化と評価・結果に基づいた継続的な改善を図ります。
- ◇効果のある校種間連携を行い、幼稚園・保育所・認定こども園・小学校・中学校への円滑な接続をめざした取組の推進を図ります。

【主な取組】

○特色ある学校・園づくり

- ・木津川市特色ある学校づくり推進事業の充実

木津川市内の小中学校がそれぞれの特色や実態に応じた教育が推進できるよう、「木津川市特色ある学校づくり推進事業」をより充実させます。

- ・地域との交流を活かした特色ある幼児期教育の推進

地域との交流を通して、幼児期の環境を豊かにし、それぞれの特色や実態に応じた幼児期教育を推進します。

○情報発信する学校・園づくり

- ・学校だより、ホームページの充実

学校・園の教育活動の様子や学校・園評価等を、学校だよりやホームページを通して情報発信することで、家庭や地域との連携を図り円滑な学校運営を実施します。

- ・情報発信できるＩＴ環境の充実

ホームページ等を通して積極的に情報発信するために、ネットワーク環境の更なる改善に取り組み、開かれた学校づくりをめざします。

○協働、参加による学校・園づくり

- ・学校・園、家庭、地域の連携・協働による学校園づくりの推進

保護者や学校・園評議員、学校運営協議会の意見を踏まえながら学校・園の運営改善を図るとともに、子どもたちが地域社会の中で健やかに育つ環境づくりを進めるために、学校・園と家庭、地域との連携・協働を更に推進します。

- ・「地域で支える学校教育推進事業」等による地域人材活用の推進

中学校区ごとの5つの地域学校協働本部に配置されている地域コー

ディネーターを中心に、地域の学校支援ボランティア登録者との連絡・調整等を推進します。

・**支援事業の活性化**

学校からの要望に応じた支援事業（環境整備や登下校指導、学習支援等）の活性化を図ります。

(25) 安心・安全なよりよい教育環境の整備

◇園・学校の施設等の長寿命化を踏まえた改修計画を策定し、児童生徒が学習や活動に集中できる快適な環境及びバリアフリー等に対応した安心・安全な施設の整備を計画的に進めていく必要があります。

【主な取組】

○危機管理体制の確立

- ・「危険等発生時対処要領」(危機管理マニュアル)による危機管理体制の整備

児童生徒等の安全を確保するために教職員が的確に判断し、円滑に対応できるように、市内小中学校・園共通の危機等発生時対処要領(危機管理マニュアル)を充実させ、危機管理体制をさらに整備します。

- ・危険箇所や不審者に関する情報を学校間や家庭、地域、警察等関係機関との共有

危険箇所や不審者に関する情報を学校間や家庭、地域、警察等関係機関と共有し、安心・安全な施設整備に努めます。

- ・ICT機器整備の拡充

ICT機器整備の更なる充実を図り、危機管理体制の確立に努めます。

○計画的な教育施設の整備

- ・学校・園施設の計画的な整備

多様な学習活動に対応した機能的な学校施設の整備、学校の情報化や図書・教材・教具の整備等、教育環境の充実に向けた整備に努めます。

- ・不審者の侵入防止や事故防止等の安全対策を徹底

学校・園において、警察等関係機関と連携し、不審者侵入や事故防止等の安全対策の徹底を図ります。

- ・校舎改修等の老朽化対策、安心・安全な教育環境の整備

木津川市学校施設等長寿命化計画に基づき、校舎等の老朽化対策を行い、ユニバーサルデザインの視点に立った安心・安全でより快適な学校・園施設の整備に努めます。

- ・安全マップの作成

通学路の安全点検を定期的に行うとともに、地域の実態に応じた「学校安全マップ」を作成し、安心・安全な通学路などの整備に努めます。

- ・耐震ガイドブックによる点検・継続

耐震ガイドブックに基づき、定期的に学校・園施設の点検を行い、地震

時における安全確保に継続的に取り組みます。

重点目標6 地域を学び、家庭・地域とともに生きる

【現状と課題】

- 地域社会で子どもたちを支えるボランティアの人材については、人材が高齢化し、より幅広い年齢層の人材の養成と確保が必要です。また、コミュニティ・スクールを、木津川市全体に拡大させていくとともに、木津川市青少年育成委員会と連携を図り、事業の充実・推進に向けた取組を進めることが必要です。
- 家庭教育支援は浸透してきているが、近年の社会問題となっているヤングケアラーの問題が、徐々に報告されてきており、子どもたちの学習への影響が懸念されています。そのことから、教職員が子どもたちのSOSに気付き、支援につなげる取組が急がれています。
- 木津川市生涯学習推進計画に則した、高齢者、障害者に対するさらなる取組の拡充が必要です。市民のニーズにあった人材・ボランティアの確保も求められています。そのためには今後、SNS等を活用した市民に分かりやすい情報提供の検討が必要です。
- 小・中学校において地域と連携した課題解決型学習のより一層の推進が必要です。特に地域行事への参加が減少しており、今後は、様々な年齢層の地域住民が、積極的に参加していくような啓発活動が求められています。加えて、文化財などの出前講座実施校には地域的な偏りがあるため、教育委員会として実施支援の工夫も必要です。
- 関西文化学術研究都市の特性を生かした交流や学習が十分ではありません。今後、外国人との交流や、最先端の技術を持つ企業とのネットワークを築き、郷土愛に結びつけていく必要があります。
- 木津川市には、歴史的な建造物などの文化財が数多く存在します。しかし、教育においてこれらの文化財は十分に活用されているとは言えない状況です。今後、文化財をより積極的に活用する取組を推進する必要があります。

【基本方針】

地域社会全体で子どもを支援する取組を実施します。そのために、まず子ども

は地域社会の宝であるという認識のもと、子どもが地域全体の中で包み込まれているという感覚を体感できる環境づくりに取り組みます。すべての保護者が自信を持って自分の子どもと向き合い、安心して子どもの教育に関われるよう に、保護者のための学習活動や家庭教育の支援を充実させます。

また、「木津川市生涯学習推進計画」に基づき、身近な場所で継続的に学ぶこ とができる機会を増やし、生涯学習のための学習環境の整備を進めます。

文化財の積極的な活用と関西文化学術研究都市の企業や外国人などとの交流 を進め、深い郷土愛を育みます。

(26) 社会総がかりによる子育て支援

- ◇子どもの体験活動や学習活動等を行うため、地域と連携します。
- ◇学校・園、家庭、地域における子どもの健全育成のために、情報交換や連携を活発にし、社会総がかりで子どもの健全育成にかかわる地域社会づくりを推進します。
- ◇全中学校区ごとに設置された地域学校協働本部の取組をさらに充実させ、木津川市の力を結集して社会総がかりで子どもの学びを支援します。
- ◇様々な分野に優れた地域の人材を発掘し、学校教育活動等に活かす人材やボランティアの育成を推進します。

【主な取組】

○地域の教育力を活かした教育環境の整備

・「京のまなび教室事業」の推進

小学校等を活用した「京のまなび教室事業」を通じて、放課後や週末に、子どもの安心・安全な居場所を設け、地域の人と交流しながら、子どもが学習やスポーツ・文化活動等、多様な体験ができる環境を整備します。

・地域と協働したあいさつ運動の推進

学校・園、家庭、地域が協働したあいさつ運動を実施し、社会総がかりで子どもを地域で包み込む取組を進めます。

・地域コーディネーターとの連携

学校が抱える様々な課題の解決に向け、地域コーディネーターを中心に地域のボランティアの力で、幅広い学校支援を実現する地域学校協働本部の取組を継続的に進め、学校・家庭・地域が連携・協働して社会全体で子どもの成長を支える体制づくりを進めます。また、コミュニティ・スクールとの一体的な推進を図ります。

(27)家庭教育の支援

- ◇すべての教育の原点である家庭教育の役割について保護者に学べる機会を提供し、子育ての支援を推進します。
- ◇家庭を取り巻く環境が複雑多様化する中で、家庭や保護者への支援や関係諸機関と連携し、子育ての相談体制等の充実を図ります。
- ◇児童虐待やヤングケアラーについては、早期発見・早期対応に努めるとともに、関係諸機関と連携を図り、該当する家庭に対して必要な支援を迅速かつ継続的に行います。

【主な取組】

○親の学びの支援と相談・サポート体制の充実

・親に対する子育て相談・サポート体制の充実

家庭の経済的状況、地域との関わり、保護者のネットワーク等が困難な状況にある家庭を対象とした子育て相談、サポートを学校、地域、行政が一体となって支援する体制を作ります。

・「親のための応援塾」や「子育てサロン」を支援

子育てに関して、孤立感を持ちがちな保護者をつなぎ、保護者同士の学びを推進するために、「親のための応援塾」や「子育てサロン」といったコミュニティ活動を支援します。

・子育て支援センターとの連携

木津、加茂、山城の各子育て支援センターとの連携を充実させ、悩み相談や子育ての仲間作りを支援します。

・児童虐待やヤングケアラーの早期発見・早期対応

学校は児童生徒の状況を教育相談、家庭訪問等により的確に把握し、木津川市要保護児童対策地域協議会との連携を進め、児童虐待、ヤングケアラーの早期発見、早期対応に努めます。

○保護者への経済的支援

・木津川市私立幼稚園就園奨励費補助金の交付

就学前教育推進のため、私立幼稚園に在籍する経済的に困難な家庭への支援として私立幼稚園、家庭に補助金を交付し、経済的支援を行います。

・木津川市遠距離通学費補助制度による保護者の負担軽減

小学校において遠距離通学をする児童世帯へ公共交通機関の通学費

補助を行い、保護者の負担軽減を図ります。

(28) 生涯学習環境の充実

- ◇ 「木津川市生涯学習推進計画」に基づいて施策を推進します。
- ◇ 生涯を通じて「学び続ける」素地となる教育活動を推進します。
- ◇ 生涯学習社会の実現に向けた学習環境の充実や文化活動・生涯スポーツを推進します。

【主な取組】

○生涯にわたる豊かな学びのサポート

- 生涯を通じて学べる環境の整備

市民の多様なニーズを踏まえ、あらゆる世代に応えられるスポーツ教室や文化講座等の各種事業を積極的に行い、生涯を通じて学べる環境を整備します。

- I C T を活用した学びや情報の提供

市民の多様な生涯学習への参加を促すために、I C T を活用した学習機会の提供と基盤を整備します。

- 学校施設等の開放

学校施設等を地域の身近な生涯学習の場として、開放します。

- 地域の文化財に対する理解を深める取組

専門家や文化財保護課職員を講師に、豊かな歴史的文化遺産や自然環境を活かし、地域の歴史と文化財を紹介する講座や、遺跡でのフィールドワークの実施、文化財展示会の開催など、地域の歴史や文化を学ぶ機会の充実を図ります。

(29) 自然・歴史についての学習の充実

- ◇各教科、特別活動、総合的な学習の時間等の学習を通して、児童生徒が郷土の自然や伝統、文化について学ぶ郷土教育を充実します。
- ◇地域の郷土史家等の協力を得て、豊かな歴史的文化遺産等の資源を活用した、フィールド型の学習を推進します。
- ◇子どもの豊かな感性をはぐくむ文化・芸術の継承、発展をめざす活動を推進します。

【主な取組】

○郷土愛をはぐくみ、未来へ継承する教育の推進

・地域の歴史と貴重な文化財を学ぶ機会の充実

本市の歴史・文化財についての出前授業のほか、市ホームページ・市公式SNSなどICTによる情報発信や、現地説明板に二次元コードを使用した外国語翻訳機能を設けるなど、多様な方法で地域の歴史と貴重な文化財を学ぶ機会の充実を図ります。

・地域学習の充実

学校や、地域のふるさと案内などを実施している文化財愛護団体等の協力を得て、文化財と日常生活とのかかわりといった、地元住民ならではの視点に学ぶ機会を設けるなど、地域学習の充実を図ります。

・地域の伝統文化の体験授業の充実

本市の歴史や地域社会について学べる機会を教育課程の中に適切に位置づけ、学校の特色に合わせて地域の伝統文化の体験授業や出前授業等を実施し、新たな文化の創造の一助とします。

・京都府立山城郷土資料館との連携

京都府立山城郷土資料館が立地するメリットを活かし、市所有文化財の出陳依頼に対応するとともに、市内文化財調査における指導を仰ぎ、連携することによる文化財公開や調査成果の公表の推進を図り、郷土の伝統や文化、歴史を学ぶ取組の充実に努めます。

・小学校社会科副読本「わたしたちの木津川市」の内容の充実

「わたしたちの木津川市」で、その歴史や文化を学ぶことや関連した遺跡を訪れることで理解を深め、木津川市への郷土愛を育みます。

○文化・芸術活動の推進

・質の高い文化・芸術に直接触れる機会の提供

質の高い文化・芸術に直接触れる体験型・課題解決型の授業の機会を提供し、多くの感動・体験ができる取組を充実させます。

・**文化・芸術活動の推進・強化**

地域人材を活用した児童生徒の合唱・吹奏楽等の文化・芸術活動を推進・強化するとともに、地域のイベント等への参加や交流を深める取組を進めます。

(30) 地域資源の活用

- ◇ それぞれの地域のよさを活かし、家庭や地域、関係諸機関、近隣の学校・園と協力・連携を図り、地域に根差した信頼される特色ある学校・園づくりを推進します。
- ◇ 関西文化学術研究都市の研究機関や企業等の協力を得て、科学やものづくりに対する興味が広がる体験学習や研究者等の出前授業、教職員への研修等を推進します。

【主な取組】

○木津川市ならではの地域資源を活かした教育の推進

- **関西文化学術研究都市としての立地条件を活かした学習**

キャリア教育の視点を充実させるため、関西文化学術研究都市としての立地条件を生かした学習を充実させ、地域の企業や研究機関・高校や大学との連携を推進し、企業訪問や出前授業等を実施して、最先端の技術等を見学・体験できる機会を設けます。

(31) 文化財の活用

- ◇ 「木津川市文化財保存活用地域計画」に即した取組を推進します。
- ◇ 歴史文化をわかりやすく伝え、多様な主体がまちづくりに携わる環境整備を進めます。
- ◇ 学校や地域における地域学習を推進し、未来を担う人材を育成します。

【主な取組】

○木津川市の歴史文化を活用した地域学習の推進

- ・ 地域の歴史文化を学ぶ取組

専門家や文化財保護課職員を講師に、地域の歴史と文化財を紹介する講座や、遺跡でのフィールドワークの実施、文化財展示会の開催など、地域の歴史や文化を学ぶ機会の充実を図ります。

- ・ わかりやすく本市の歴史文化を紹介する取組

遺跡などの現地説明板を適正に管理するとともに、二次元コードを使用した外国語翻訳機能を設け、文化財に対する理解促進を図ります。

また、市広報の誌面で市内の文化財を紹介する記事を連載し、広く知っていただく機会とします。

○木津川市の歴史文化を官民連携で活用する仕組みづくり

- ・ 人材育成・情報発信・普及啓発事業等の推進

文化財愛護団体や文化財所有者等で構成する木津川市文化財保存活用推進実行委員会を組織し、関係団体の連携を強化することによって、市全体で文化財の保存と活用を推進することにより、関係人口の増加を図り、貴重な文化財を後世に伝える体制を整えます。

- ・ 「くにのみや学習館」等を核としての歴史文化の活用

国宝・重要文化財など指定・登録文化財を所有する社寺や、遺跡公園、史跡恭仁宮跡をはじめとする市内文化財の公開・発信施設である「くにのみや学習館」等を、地域における核として、文化財の保存と活用を推進します。



第6章

計画の実現に向けて

第6章 計画の実現に向けて

1 計画の推進に向けた関係部局や各機関等との連携

この計画は、木津川市教育委員会が所管する事務の範囲を基本としていますが、計画の推進には、市長部局や各機関等との連携が大変重要になります。そのためにも相互に協力・連携を図り、効果的に施策を推進します。

この計画の目標を達成するためには、学校・園や家庭、地域住民の皆様はもとより、教育関係機関、ボランティアの方々、企業や大学等との連携・協力が必要不可欠です。今後も多様な主体の協力と参画を得て、本市の教育の更なる充実を図ります。

2 計画の進捗状況の点検

この計画を効果的かつ着実に実施するため、毎年度、学校教育の重点や社会教育の重点等により目標を定め、事業の推進を図ります。

また、目標の達成状況を検証し、必要に応じて事業の見直しや新たな方策の検討等を行い、6つの重点目標の実現を図ります。



資料

- 用語解説（50音順）
- 木津川市教育振興基本計画改定経過
- 木津川市教育振興基本計画策定委員会条例
- 木津川市教育振興基本計画ワーキンググループ設置要綱

○ 用語解説（50音順）

あ行

ICT

Information and Communication Technology の略。
一般に“情報通信技術”と訳される。
教育場面では、電子教材を活用した実践や
コンピュータによる情報管理等を意味する。

ICT支援員

教職員の日常的な ICT 活用の支援に従事する職員

朝読書・昼読書

児童生徒が一斉に読書に取り組む時間。1
校時開始前や昼休み後に短時間設定される
ことが多い。

預かり保育

保護者の一時的な就労や疾病、事故、看護や
育児に伴う心理的負担を軽減するため、保
育施設で一時的に子どもを預かる制度

E S D (Education for Sustainable Development):持続可能な開発のための教育
人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活
を確保できるよう、気候変動、生物多様性の
喪失、資源の枯渇、貧困の拡大等、人類の開
発活動に起因する現代社会における様々な
問題を、各人が自らの問題として主体的に
捉え、問題の根本的な要因等にも目を向け
身近なところから取り組むことで、それら
の問題の解決につながる新たな価値観や行
動等の変容をもたらし、もって持続可能な
社会を実現していくことをめざして行う学
習・教育活動のこと

生きる力

知(確かな学力)・徳(豊かな人間性)・体(健
康・体力)のバランスのとれた力という意味
で用いられる。

医療的ケア児

日常生活及び社会生活を営むために恒常的
に医療的ケアを受けることが必要不可欠で
ある児童生徒等

インクルーシブ教育

子どもたちの多様性を尊重し、障害のある
なしなどにかかわらず、すべての子どもを
包含する教育方法

栄養教諭

児童生徒の栄養に関する指導及び管理を司
る教員。児童生徒の発育において、栄養状態
の管理や、栄養教育の推進をめざして平成
17（2005）年度に新たに設けられた職

SNS

Social Networking Service の略。人と人
との社会的な繋がりを維持・促進する様々
な機能を提供する会員制のオンラインサー
ビス。友人・知人間のコミュニケーションを
円滑にする手段や場を提供したり、趣味や
嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人の
友人」といった共通点や繋がりを通じて新
たな人間関係を構築する場を提供したりす
るサービスで、Web サイトや専用のスマート
フォンアプリ等で閲覧・利用することができる。

SDGs

持続可能な開発目標（SDGs : Sustainable
Development Goals）の略称。持続可能な開

発目標とは、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標のことである。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。

園庭開放

幼稚園、保育所・認定こども園が日時を決めて園庭を一般に開放し、子ども達が遊べるようにする子育て支援のこと

OJT

On the Job Training の略。職場内において、管理監督者の責任の下で行われる教育訓練全般を意味する職場内教育といわれ、部下指導・部下育成とも言われる。

親のための応援塾

P T Aが主体となり、就学前の子どもを持つ保護者が先輩保護者とともに子育ての不安や悩みについて話し合い、交流を深め、保護者同士のネットワークづくりを進める京都府独自の取組

か行

外国語指導助手(ALT:Asistant Language Teacher)

小学校の外国語活動や外国語科、中学校の英語科、国際理解教育に関する授業を支援するために配置している外国人指導助手

(部活動)外部指導者

顧問の教諭等と連携・協力しながら部活動

のコーチ等として技術的な指導を行う人材。

学習指導要領

学習指導要領とは、文部科学省が告示する教育課程の基準のこと。学習指導要領は約10年ごとに改訂され、その基準に沿って教科書や各学校の授業のカリキュラム等が構成される。2020年度から小学校で、2021年度からは中学校で新学習指導要領での授業が順次導入される。

学習の個性化

教師が子ども一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することで、子ども自身で学習が最適となるよう調整すること

かけ橋期

義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間

かけ橋プログラム

子どもに関わる大人が立場を越えて連携し、かけ橋期（義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間）にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、一人一人の多様性に配慮した上で全ての子どもに学びや生活の基盤を育むことをめざすもの

課題解決型学習

知識の暗記などのような児童生徒が受動的な学習ではなく、自ら問題を発見・設定し解決する能力を養うことを目的とした教育法のこと

学校・園評価

学校・園が学校・園としての目標や取組等の

達成状況を明らかにして、その結果をもとに学校・園運営の改善を図ること

学校・園評議員

地域住民の中から教育に関する理解と識見を有する者のうちから校・園長が推薦、設置者が委嘱する。学校・園運営への地域住民の参画を、制度的に位置づけるために導入されたもの。校・園長の求めに応じ、学校・園運営に関して意見を述べることを任務とする。

学校安全マップ

子どもの通学や遊び場等における交通事故防止、安全確保のため、危険箇所を明示した地図

学校運営協議会

コミュニティ・スクールの項を参照

学校司書

学校において司書教諭を補助し、学校図書館の円滑な活用を支援する職員

家庭学習の手引き

家庭において、児童生徒が宿題や自主学習等を行うための手引き

カリキュラム・マネジメント

学校の教育目標の実現に向けて、子どもや地域の実態を踏まえ、教育課程(カリキュラム)を編成・実施・評価し、改善を図る一連のサイクルを計画的・組織的に推進していくことであり、また、そのための条件づくり・整備である。

考え方議論する道徳

「考え方議論する道徳」の授業とは、答えが一つではない道徳的な課題について、発達の段階に応じて、一人一人の児童生徒が自分自身の問題と捉え、向き合っていけるような授業のこと

関西文化学術研究都市（学研都市）

創造的な学術・研究の振興を行い、新産業・新文化等の発信の拠点・中心となることを目的として、大阪府、京都府、奈良県の3府県にまたがる京阪奈丘陵(枚方丘陵、生駒山、八幡丘陵、田辺丘陵、大野山、平城山丘陵)に建設されている広域都市の呼称。本市では精華・西木津地区、平城・相楽地区、木津地区が指定されている。

涵養

水が自然に染み込むように、無理をしないでゆっくりと養い育てること

危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)

児童生徒等の安全の確保を図るために、学校の実情に応じて、危険等発生時において職員がとるべき措置の具体的な内容及び手順を定めた対処要領。学校保健安全法29条に定められている。

GIGA (Global and Innovation Gateway for All)

スクール構想

文部科学省が提唱する「ICT教育の実現に向けた取組」。1人1台の情報端末を全国の小学校と中学校に配備し、高速ネットワーク環境を整備することで、子どもたちの個性に合わせた「個別最適な学び」の実現をめざすもの。本市においては、令和2年度に一人一台端末の整備を行っている。

きづがわっ子

本市に在住する子どもの愛称

木津川市遠距離通学費補助制度

遠距離通学する児童生徒に対する通学費を補助する制度

幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需要に対する提供体制の確保方策等を定め、施設やサービスを整備・実施し、乳幼児期から小学校まで切れ目のない総合的な子ども・子育て支援施策を推進するもの

木津川市学校(園)保健会連絡協議会

木津川市における学校(園)保健教育を積極的に推進することを目的とし、本市に即した学校(園)保健対策の樹立や各学校(園)における保健教育などに関する情報の交換並びに連絡、調整を行う組織

木津川市子どもの読書活動推進計画

子どもの読書習慣を養うための本市の取組等をとりまとめた計画。平成22(2010)年策定。平成29(2017)年、令和4(2022)年改訂。

木津川市学校施設等長寿命化計画

学校施設の老朽化が進む中、従来の「改築中心・事後保全」の考え方から、機能や設備を良好な状態に保つことによって、施設の使用年数を延ばす「長寿命化中心・予防保全」の考え方を取り入れた整備手法へと転換や長期的な視点による施設整備のあり方を示したもの

木津川市小・中学校統一学力テスト

木津川市立小学校2～5年生を対象に国語・算数・理科(5年生のみ)、中学校1年生を対象に国語・数学・英語のテストを行い、学習内容の定着状況を把握している。結果を分析し、授業改善や個別指導に活かすために活用している。

木津川市教育支援委員会

市内の障がいのある子どもが、障がいに基づく種々の困難を改善・克服し、豊かに発達することをめざし、保護者及び関係機関と連携を図りながら、教育相談を重視した就・修学の指導や進路の充実とその後の一貫した支援を図るための委員会

木津川市生涯学習推進計画

市民一人一人が生きがいのある充実した人生を送ることができる生涯学習社会実現のための基本的な考え方や方向性を示した計画。平成26(2014)年3月、第2次令和6(2024)年3月策定。

木津川市公立幼稚園再編実施計画

今後の本市公立幼稚園の方向性を示す具体的な実施計画。期間は令和4年度から令和8年度までの5年間

木津川市私立幼稚園就園奨励費補助金

私立幼稚園に補助金を交付することにより、在籍する幼児を養育する保護者の負担軽減を図るもの

木津川市子ども・子育て支援事業計画

木津川市人権教育研究会

「木津川市教育振興基本計画」及び「学校教育の重点」に基づき、各学校・園の連携のもとに、同和問題をはじめとする様々な人権

問題の解決をめざし、人権教育の研究推進を図るための研究会

木津川市青少年育成委員会

家庭・学校及び各種団体並びに地域社会との密接な連携のもとに、お互いが協力して青少年の健全な育成を図ることを目的に、委員研修や青少年非行の早期発見と善導活動等を行っている。

木津川市総合計画

中長期を見通したまちづくりを進めるための市民と行政の指針であり、市の最上位計画として各分野の施策を効果的に進めていく役割を担うもの

木津川市地域で支える学校教育推進事業

京都府の推進する「地域で支える学校教育推進事業」を受け、市内中学校区を基本とした地域で、子どもの教育支援活動の取組を推進する事業。市内全中学校区で実施

木津川市特色ある学校づくり推進事業

木津川市特色ある学校づくり推進事業実施要綱に基づき、学校、児童生徒及び地域実態、特性等を活かした特色ある教育活動への積極的な取組を推進する学校に対して経費を支給する事業

木津川市特別支援教育推進委員会

木津川市における特別支援教育の在り方を研究し、小・中学校における特別支援教育の推進を図るための委員会

木津川市文化財保存活用地域計画

多様な主体の連携を図り、地域総がかりで木津川市固有の文化財の保存・活用を着実

に進め、木津川市における歴史文化を活かしたまちづくりを推進することを目的に、文化財保護法第183条の3に定める「文化財保存活用地域計画」として、文化庁から令和5年7月に認定を受けた

木津川市要保護児童対策地域協議会

虐待を受けた児童等に対する市町村の体制強化を図るために、関係機関が連携し、児童虐待等への対応を行う組織

木津川市立小・中学校の在り方に関する基本計画

今後、児童生徒数が減少し小規模校が増加していくと見込まれる中で、義務教育9年間を見通し、一定の集団生活の中で、児童生徒一人一人の自己の可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するとともに、持続可能な社会の創り手として必要な資質能力を育むための良好な学習環境や、円滑な学校運営を行える教育環境を整えるため、中長期的な展望に立って今後の市立小中学校の在り方についての基本的な考えを示すもの

木津川市立小中学校学力充実・向上推進会議

本市内の小中学校教員で組織され、学力充実・向上のため、研修や実践交流等を行う。

規範意識

道徳、倫理、法律等の社会のルールを守ろうとする意識

キャリア教育

児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育て、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育

キャリアパスポート

児童生徒が自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオのこと

教育課程

学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を子どもの心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画

教育基本法

我が国の教育や教育制度全体を通じる基本理念と基本原理を明らかにすることを目的として制定されたもの

教育支援センター(キッズふれあい教室)

様々な要因により登校の困難な本市内の中小学生に、個別カウンセリングや学習支援等を行うことで、集団適応能力を身に付け、教育機会の保障や在籍校への復帰を促進するためのセンター。令和5年4月に「適応指導教室」から「教育支援センター」へ改称され、保護者への相談機能がより充実された。

教育 DX

教育においてデジタルテクノロジーを活用することで、教育の手法や手段、教職員の業務などを変革させること

教科横断的

資質・能力の育成の視点としては、カリキュラムマネジメントととして、言語能力・情報処理能力・コミュニケーション力等、教育活動全体を通して育成することであり、教科内容の視点としては、各単元の学習指導に

おいて、各教科間で同じ学習内容、もしくは似ている学習内容を関連付けて横断的に指導すること

協働的な学び

探究的な学習や体験活動などを通じ、子ども同士で、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働しながら、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成するもの

きょうと食いく先生

学校、保育所、地域等での体験型食育を支援するため、農作物の栽培や加工・調理等の食農体験指導を行うことができる専門家を「きょうと食いく先生」として認定し、広く派遣する府の事業

京都府学力・学習状況調査～学びのパスポート～

京都府の児童生徒の学習状況等を把握し、結果分析により指導上の課題を明らかにして授業改善を推進するためのテスト

京のまなび教室事業

子どもの体験活動や学習活動等の充実に向けて、地域人材を中心に数々の体験活動を実施するための特別講師を派遣する等の京都府の事業

くにのみや学習館

(木津川市文化財整理保管センター分室)

史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）をはじめ、本市の豊富な歴史・文化遺産の魅力を発信する拠点施設。恭仁宮の再現映像の上映や発

掘調査等により出土した瓦や土器等の展示を行っている。

グローバル化

国や地域等の地理的境界、枠組を越えて広がり、一体化していくこと。文化・経済・政治等の人間の諸活動を世界的な規模に広げること

言語活動

「話す」「聞く」「読む」「書く」の4つの活動を指す。学習指導要領では、基礎的・基本的な知識及び技能を習得、思考力、判断力、表現力等をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うために、言語活動を充実することとしている。

言語力

学校教育のすべての科目を通じて個人の自己表現、他者理解、共同生活の能力を助長することを目的として、狭い意味の国語力にとどまらないコミュニケーション能力、思考力のこと

現代的な健康課題

現代の児童生徒には、肥満・痩身、生活習慣の乱れ、メンタルヘルスの問題、アレルギー疾患の増加、性に関する問題等、多様な課題が生じている。また、身体的な不調の背景には、いじめ、児童虐待、不登校、貧困等の問題が関わっていることもある。

校内委員会

特別な教育的支援を必要とする子どもを直接担当する教師だけでなく、管理職をはじめとするすべての教師が、これらの子どもに対する理解を深め、共通の認識をもって、

学校全体として組織的に対応するための中学校における委員会

校務支援システム

学籍管理や成績管理など教員の校務を効率化するツール

合理的配慮

障がいのある人から日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、何らかの対応を求める意思の表明があった場合、過度な負担になり過ぎない範囲で状況に応じて行われる配慮のこと

心の教育相談員

教職経験者や青少年団体指導者等地域の人材を中学校に配置し、生徒の相談や気軽な話し相手となることにより、生徒が悩み等を抱え込まず、心にゆとりを持てるような環境をつくるための相談業務を行う者。本市独自で配置している。

子育てサロン

子育て中の親子や家族が気軽に立ち寄り、悩みや情報交換をする場。地域の社会福祉協議会や民生委員、主任児童委員、ボランティアが地域の集会所等を借り、運営している。

子育て支援センター

親同士の交流や悩みを相談できるサロンを開催したり、みんなで育てた野菜を親子で料理をして食べたり、お子さんの感受性を豊かにするための、さまざまなイベントを開催しているセンター。市内に4カ所開設されている。

ことばの力

ことばを運用する際に必要な能力「言語を通して知識や技能を理解する力」「言語によって論理的に考える力」「言語を使って表現する力」の総称

子どもの貧困対策の推進に関する法律

子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るために、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする法律。平成 25(2013) 年 6 月に成立

5分間スタディ

食育推進事業の取組の一つ。小中学生の発達の段階に合わせて、クイズ形式で食に関する知識を扱う学習教材を活用する。保護者向け啓発資料としても配付している。

個別最適な学び

「指導の個別化」と「学習の個性化」を学習者の視点から整理した概念

個別の教育支援計画

障がいのある子ども一人一人について、乳幼児期から学校卒業後まで、その個人のニーズに応じた一貫した的確な支援を行うために、長期的な視野を学校が中心となって作成する計画。作成に当たっては関係機関との連携が必要であり、保護者の参画や意見等を聞くこと等が求められている。

個別の指導計画

子ども一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ学

校が作成する指導計画。単元や学期、学年等ごとに作成され、それに基づいた指導が行われる。

コミュニケーション能力

社会生活において、他者と円滑に意思疎通が行える能力

コミュニティ・スクール

保護者や住民が加わる「学校運営協議会」を置く学校。協議会は地方教育行政法に基づく組織で、同法改正で平成 16(2004) 年度から導入できるようになった。教育委員会が設置校を指定し、協議会の委員は校長がつくる方針を承認したり、教育委員会や校長に意見を述べたりできる。

コンプライアンス

一般的に「法令遵守」と訳されているが法令だけにとどまらず、社会の規範やルールまで含めて遵守することをいうものであり、それによって学校・園の教職員が市民の期待に応えることを意味する。

さ行

サンタモニカ市

アメリカ合衆国カリフォルニア州サンタモニカ市のこと。本市が友好都市盟約を締結し、両市の文化交流や観光振興等で協力を確認している。

J-ALERT(全国瞬時警報システム)

総務省では、津波警報、緊急地震速報、弾道ミサイル発射情報等といった、対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、国(内閣官房・気象庁から消防庁を経由)から

人工衛星を用いて送信し、市町村防災行政無線（同報系）等を自動起動することにより、住民に緊急情報を瞬時に伝達するシステムの整備を行っている。

思考力・判断力・表現力等

学校教育法第20条に明記されている学力の3つの要素のうちの一つ。各教科等において思考力、判断力、表現力等を育成する観点から、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、言語環境を整え、言語活動の充実を図ることに配慮することが求められている。

自己肯定感

自分のあり方を積極的に評価できる感情、自らの価値や存在意義を肯定できる感情等を意味する言葉。自尊感情、自己存在感、自己効力感等の言葉とほぼ同じ意味合いで使われている。

自己調整

学習者自らが学習状況を把握し、学習の進め方について試行錯誤するなど自らの学習を調整すること

自己有用感

自分と他者（集団や社会）との関係を、自他共に肯定的に受け入れられることで生まれる、
自己に対する肯定的な感情

司書教諭

学校図書館の専門的職務を掌る。学校図書館法附則第二項の学校の規模を定める政令において12学級以上の学校には必ず置かなければならないとされている

持続可能な社会

地球環境や自然環境が適切に保全され、将来の世代が必要とするものを損なうことなく、現在の世代の要求を満たすような開発が行われている社会

質の高い学力

「基礎的・基本的な知識・技能の習得」「知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等」「主体的に学習に取り組む意欲・態度」の三つの要素が統合された学力

指導の個別化

子ども一人一人の特性や学習進度、学習到達度等に応じ、指導方法・教材や学習時間等の柔軟な提供・設定を行うこと

主体的・対話的で深い学び

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の具体的な内容については、中央教育審議会において、以下の三つの視点に立った授業改善を行うことが示されている。教科等の特質を踏まえ、具体的な学習内容や児童の状況等に応じて、これらの視点の具体的な内容を手掛かりに、質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けるようにすることが求められている。

- ① 学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己的学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているかという視点
- ② 子ども同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考え

ること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているかという視点

③ 習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているかという視点

生涯学習社会

国民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたってあらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会

小学校英語指導講師（JTE:Japanese Teacher of English）

小学校における外国語教育を補助する者。
本市独自で配置している。

小学校社会科副読本「わたしたちの木津川市」

本市の産業や歴史等を編集した小学校の社会科で活用する副読本

小小連携

複数の小学校が教育課程を調整し、学習や行事等を連携して取り組んだり、共同で職員研修を行ったりする等の取組を行うこと

小中一貫教育

小学校で行われている教育と中学校で行われている教育の教育課程に一貫性を持たせた体系的な教育方式

小中学校教育研究会

小中学校教育の進展向上を目的とした教職員の組織

小中連携

義務教育9年間を見通して、子ども理解の一貫性に立った小学校と中学校の継続性・連続性を持たせるための様々な取組を行うこと

情報活用能力

世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉えて把握し、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力。本市では、令和4年度に木津川市情報教育研究会において「情報活用能力体系表」が作成された。

情報モラル

情報社会で適正な活動を行うための基となる考え方と態度

食育

様々な経験を通じて食に関する知識とバランスのよい食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる力を育むこと

食育推進委員会

食育の取組を検討する委員会

食育推進事業

食育を本市内の小中学校において推進していくための取組の総称

スクールカウンセラー

いじめや不登校、暴力行為等の課題解決を

図ることを目的として、児童生徒、保護者等の心の相談にあたるため、臨床心理士等の資格を有し、小中学校に配置されている心理学の専門家

スクールソーシャルワーカー

教育相談体制の充実を図るために、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた環境への働きかけや関係機関とのネットワークの構築など、多様な支援を用いて課題解決への対応を図っていく職員のこと。

(まなび・生活アドバイザーの項も参考)

ステップアップ学習

中学2・3年生を対象とした補充学習支援事業。本市独自の事業

生成AI

従来のAIは決められた行為の自動化を目的としたものであるのに対して、生成AIはデータの蓄積により学習し、新しいコンテンツを生成することを目的に作られたAI

セクシャルハラスメント

他の教職員や児童生徒を不快にさせる性的な言動を指す。特に、児童生徒に対する教職員の性的な言動であって、児童生徒の尊厳と人格を侵害し、学習意欲の低下等をもたらすものを「スクール・セクハラ」と呼び、いざれも許すことのできない人権侵害行為である。

専科教育

小学校において教員の専門性を活かした教科指導を行うこと

全国学力・学習状況調査

小中学生の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るため、文部科学省が実施する調査

全国体力・運動能力、運動習慣等調査

児童生徒の体力や生活習慣、食習慣、運動習慣を把握し、学校における体育・健康に関する指導等の改善に役立てるため、文部科学省が実施する調査。略称「新体力テスト」

相談支援センター

京都府立支援学校に設置されており、支援を要する児童生徒に関する巡回相談、来校相談等の相談業務や研修支援、地域連携を行う機関

相談支援ファイル

発達障がいを含む障がいのある子どもの成長過程における支援方策について、さまざまな記録を一冊にまとめて保存しておくファイル

Society 5.0(ソサイエティ 5.0)

我が国がめざすべき未来社会として、第5期科学技術基本計画（平成28年1月閣議決定）において、我が国が提唱したコンセプト。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く社会であり、具体的には、「サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会」と定義されている。

た行

体罰

肉体に直接苦痛を与える罰。教育現場では、指導の一手段として教師が児童生徒の体に加える罰をいう。学校教育法11条では「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、…児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない」と定めている。一般的に児童生徒への体罰とは、「体に対する侵害を内容とする懲戒（なぐる、けるの類）、肉体的苦痛を与えるような懲戒（正座、直立等の特定の姿勢を長時間にわたって保持させる）、食事の不供与、酷使的作業命令」とされる。

体力テスト

児童生徒の様々な運動能力や筋力等を調べるために、握力や上体起こし等、8種目実施する。学校教育、家庭での教育、環境、時代の変化等の要因が、子どもの運動能力・体力に対してどう影響を与えたのかを計測し、改善するための方法を模索するための資料として活用する。

確かな学力

知識や技能はもちろんのこと、これに加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等まで含めたもの

多文化共生(教育)

国籍や民族等の異なる人々が、文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうしながら、共に生きていくこと

地域学校協働本部事業

京都府の推進する「地域で支える学校教育推進事業」を受け、本市では「木津川市地域で支える学校教育推進事業」として、中学校区を基本とした地域全体で、子どもの教育支援活動の取組を推進する事業を行っている。

地域コーディネーター

地域住民等の中から、地域と学校の橋渡し役として活動する人材

地産地消

「地域生産地域消費」「地元生産地元消費」などの略。その地域で作られた農産物・水産物を、その地域で消費すること。また、その考え方や運動。輸送費用を抑え、フードマイレージ削減や、地域の食材・食文化への理解促進（食育）、地域経済活性化、食料自給率のアップ等につながるものと期待されている。

通級指導教室

小学校における通常学級に在籍し、比較的軽度の障がいのある児童に対して、通常の学級での教科指導等と並行して個々の障がいに応じた指導を行う場

デジタル教材

電子黒板等で使用する学習用ソフトやデジタル教科書等の総称

出前授業

外部の講師を学校に招いて行う授業

電子黒板

デジタル教科書や教育ソフト、Webサイト等

コンピュータの画面上に表示できるものを拡大して表示し、児童生徒に提示することができる。作成した教材を容易に活用でき、児童生徒の視覚に訴える効果的な授業が可能である。本市には、ボード型（プロジェクター型）電子黒板が小中学校のすべての普通教室に設置している。

特定地域学校選択制

希望により他の市立小学校へ転入学できる制度

特別支援教育支援員

小中学校における障がいのある児童生徒に対して、日常生活動作の介助や学習活動の支援を行う職員

特別の教科 道徳

平成 27 (2015) 年 3 月 27 日に告示された一部改正学習指導要領で、今までの「道徳」の学習が「特別の教科 道徳」になった。変更点として、検定教科書ができること。「読む道徳」から「考え、議論する道徳」への転換が図られること。教科化とともに評価を充実させ、数値による評価ではなく、記述式による評価であることが示されている。

としょかんスタートセット

図書館使い方ガイド・低学年向けおすすめブックリスト・図書利用券を入れる携帯ケースで構成されており、新小学 1 年生に配布している。今まで図書館に行ったことのない子どもへのきっかけづくりとして実施している事業

な行

認知能力

知的な力で、知識・技能、思考力等を含む

は行

働き方改革

「一億総活躍社会」を実現するため、非正規雇用労働者の待遇改善や長時間労働の是正等、労働制度の抜本的な改革を行うものである。政府が働き方改革を進める目的は、労働者が働きやすい環境を整備することで、低迷する日本経済を立て直すことがある。学校現場においては、京都府教育委員会が平成 28 (2016) 年度に策定した「学校の組織力向上プラン」に基づき、業務改善、教員の負担軽減対策等の教職員の働き方改革を推進している。

発達障がい

生まれつきの脳機能の発達のかたよりによる障がい。得意・不得意のこぼこと、その人が過ごす環境や周囲の人とのかかわりのミスマッチから、社会生活に困難が発生する。発達障がいは外見からは分かりにくく、その症状や困りごとは十人十色であり、発達障がいの特性を「自分勝手」「わがまま」「困った子」等と捉えられ、「怠けている」「親の育て方が悪い」等と批判されることも少なくない。しかし、障がいゆえの困難さは、環境を調整し、特性に合わせた方法で関わり教育していくことで、軽減されると言われている。

早寝、早起き、朝ごはんキャンペーン

子どもの基本的生活習慣の確立や生活リズ

ムの確立のために、食事や睡眠の大切さを
広める国民運動

パワーハラスメント

職場のパワーハラスメントとは、職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①から③までの3つの要素を全て満たすもの

非認知能力

意欲・意志、自覚し見渡す力、人と協力する力等を含むもので、主に意欲・意志・情動・社会性に関わる3つの要素（①自分の目標をめざして粘り強く取り組む、②そのためにやり方を調整し工夫する、③友達と同じ目標に向けて協力し合う。）からなる

ピリオバトル

書評合戦のこと。基本的なルールは①発表者が読んで面白いと思った本を持って集まる。②順番に一人5分程度で本を紹介する。それぞれの発表後に参加者全員でその発表に関する意見交換を2～3分程度行う。③全ての発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で決定する。効果としては、ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができること、自ら本を選ぶ力、語る力が育つこと、読んでみたいと思える本に出会える機会が増えること等が挙げられる

VUCA(ブーカ)

volatility (変動性)、uncertainty (不確実性)、complexity (複雑性)、ambiguity (曖昧性) の頭文字作られた。変化が激しく複雑

で、将来の予測が困難となった社会を表す語

部活動指導員

学校の教育計画に基づき、生徒の自主的、自発的な参加により行われるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるもの除去。）である部活動において、校長の監督を受け、技術的な指導に従事する者

服務規律

職務についている者が守るべき規則

ブックトーク

一定のテーマを立てて一定時間内に何冊かの本を複数の聞き手に紹介する行為。多くは、図書館、学校において子どもを聞き手の対象として図書館司書、学校の司書教諭、民間の図書ボランティア等により行われる。

フルドライシステム

調理場の床を常に乾いた状態に保ち、はね水による二次汚染の防止や場内の湿度を低く保つことで、細菌の繁殖を抑え、食中毒の発生要因を最小限にする方式

プログラミング(教育)

学習指導要領に盛り込まれ、小学校で必修化される。コンピュータープログラムを意図通りに動かす体験を通じ、論理的な思考力を育むとともに、幼いころからプログラムの世界に触れ、ITに強い人材を育成するねらいがある。

プログラミング的思考

自分が意図する一連の活動を実現するため

に、どのような動きの組合せが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号を、どのように組み合わせたらいいのか、記号の組合せをどのように改善していくか、より意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく力

ホップアップ学習

小学校3～6年生を対象とした補充学習支援事業。本市独自の事業

ま行

まなび・生活アドバイザー

児童生徒の基本的な生活習慣を確立させ、学習習慣の定着を図るための取組を支援するとともに、児童生徒の状況に応じて教育的、福祉的観点から学習・生活支援策を検討・実施できるよう、京都府教育委員会が学校に配置しているアドバイザーのこと。

未就園児保育

就園前の幼児とその保護者を対象に、幼稚園を開放し、保育活動を行う取組

や行

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと

友好都市

木津川市は京都府京丹後市とアメリカ合衆国サンタモニカ市と友好都市盟約を締結している

ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用できる施設・製品・情報の設計

幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿

幼児期の終わり、すなわち小学校入学までに育んでほしい姿や能力のめやすを示したもの。幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領が2017年に改定に伴い作成され、2018年4月より施行された。

- ①健康な心と体 ②自立心 ③協同性 ④道徳性・規範意識の芽生え ⑤社会生活と関わり ⑥思考力の芽生え ⑦自然との関わり・生命尊重 ⑧量・図形、文字等への関心・感覚 ⑨言葉による伝え合い ⑩豊かな感性と表現

要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助制度

市内に居住し、経済的理由により就学困難な児童生徒に対し、義務教育を円滑に受けることができるよう、教育費の一部を援助する制度。認定されると学用品費、通学用品費、校外活動費の一部や給食費、修学旅行費の保護者負担分等について給付金が支給される。

幼保小

幼稚園、保育所・認定こども園、小学校を意味する

読み聞かせ

主に乳幼児期から小学生の子どもに対して、絵本等を見ながら本を読む行為。乳幼児期の情操教育や文字の習得等に効果があると

いうことや、年齢が上がっても読書への導入としても有効であり、集中して話を聞く訓練にもなるため、採用している学校・園が多い。地域のボランティアやPTAらにより実施されているところもある。

ら行

令和の日本型教育

学習指導要領に示す、誰一人取り残すことのない持続可能な社会の創り手の育成をめざし、そのツールとしてのICTを基盤としながら「日本型学校教育」を発展させる、2020年代を通じてめざす学校教育の姿についてまとめたもの

わ行

ワークライフバランス

仕事と生活の調和のこと。働きながら子育てをする人や長時間労働によるストレスで健康を損ないつつある労働者が増加したこと背景に、こうした人々に必要なものとして用いられた言葉。近年では、個人のライフスタイルやライフステージに応じた多様な働き方の実現をめざす考え方の意味で用いられる。

木津川市教育振興基本計画策定委員会条例

平成25年3月29日条例第10号

(設置)

第1条 木津川市における教育の振興に関する基本的な計画の策定に関し、必要な事項を調査及び審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、木津川市教育振興基本計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、木津川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて、本市の教育の振興に関する基本的な計画の策定に関し、必要な事項について調査及び審議を行い、その結果を答申する。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 策定委員会の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が任命又は委嘱する。

- (1) 教育に関する学識経験を有する者
- (2) 木津川市立幼稚園、小学校及び中学校の校（園）長
- (3) 木津川市立幼稚園、小学校及び中学校の保護者
- (4) 木津川市社会教育委員
- (5) 公募により選ばれた市民
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、任命又は委嘱した日から教育振興基本計画策定完了の日までとする。

2 委員が欠けた場合は、補欠の委員を任命又は委嘱することができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会は、特別の理由が生じた場合は、委員を解任又はその委嘱を解くことができる。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長1名を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠け

たときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長は当該会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議において議決すべき案件があるときは、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係人その他の委員以外の者に対し、会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、教育振興担当課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
(経過措置)
2 この条例の施行の日の前日において、この条例に規定する機関の委員に相当する委員として教育委員会に任命又は委嘱されているものは、この条例の相当規定により任命又は委嘱されたものとみなし、その任期は通算する。

第2次 木津川市教育振興基本計画策定委員会委員名簿

役 職	氏 名	所 属 等	委嘱年度
委 員 長	浅野 良一	兵庫教育大学特任教授	令和4・5年度
副委員長	黒上 晴夫	関西大学教授	令和4・5年度
委 員	川崎 由記子	木津幼稚園長	令和4・5年度
〃	遠藤 順子	木津小学校長	令和4・5年度
〃	太田 智之	泉川中学校長	令和4・5年度
〃	上島 由	高の原幼稚園保護者	令和4年度
〃	吉崎 由紀子	州見台小学校保護者	令和4年度
〃	千田 裕美	木津南中学校保護者	令和4・5年度
〃	中村 麻衣	高の原幼稚園保護者	令和5年度
〃	森本 悠樹	城山台小学校保護者	令和5年度
〃	高原 和子	社会教育委員長	令和4・5年度
〃	藤原 文野	公募委員	令和4・5年度

木津川市教育振興基本計画ワーキンググループ設置要綱

平成 25 年 4 月 1 日教育委員会告示第 4 号

(設置)

第1条 この告示は、木津川市教育振興基本計画策定委員会が行う教育振興基本計画の策定及び検討に必要な調査、企画、資料の作成等を行わせるため、木津川市教育振興基本計画策定委員会条例（平成 25 年木津川市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条の規定に基づき、木津川市教育振興基本計画ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 ワーキンググループは、木津川市教育振興基本計画策定委員会の審議に必要な事項について調査、研究、調整又は協議する。

(組織)

第3条 ワーキンググループは、教育部の課長級以上の職にある者並びに学校教育指導主事並びに木津川市立幼稚園、小学校及び中学校の教職員のうちから、教育長が任命又は委嘱する者をもって構成する。

2 教育部長は、ワーキンググループを総括し、教育振興担当課長が補佐する。

(会議)

第4条 教育部長は、必要に応じて会議を招集し、これを主宰する。

2 教育部長は、必要があると認めるときは、ワーキンググループ以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第5条 ワーキンググループに関する庶務は、教育振興担当課において処理する。

(補則)

第6条 この告示に定めるもののほか、ワーキンググループの運営その他必要な事項は、教育部長がワーキンググループ会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日において、この告示に規定する機関の委員に相当する委員として教育長に任命又は委嘱されているものは、この告示の相当規定により任命又は委嘱されたものとみなす。

第2次 木津川市教育振興基本計画ワーキンググループ名簿

氏 名	所 属 等	
竹本 充代	教育部長	令和4・5年度
大村 和広	教育部理事	令和4・5年度
吉村 建哉	教育部理事	令和4・5年度
八田 達男	教育部理事	令和5年度
吉岡 淳	教育部次長	令和4・5年度
平井 浩美	学校教育課長	令和4・5年度
福井 俊英	学校教育課担当課長	令和4・5年度
久保 要介	社会教育課長	令和4年度
東村 泰嘉	社会教育課長	令和5年度
石崎 善久	文化財保護課長	令和4年度
谷村 信治	学校教育指導主事	令和4・5年度
大谷 和久	学校教育指導主事	令和4・5年度
城野 智	学校教育指導主事	令和4・5年度
湯浅 敬子	学校教育指導主事	令和4・5年度
柚木 泰人	学校教育指導主事	令和4年度
加藤 努	学校教育指導主事	令和5年度
木村 康宏	梅美台小学校教頭 恭仁小学校長	令和4年度 令和5年度
森 環	棚倉小学校教頭 棚倉小学校長	令和4年度 令和5年度
丸本 友子	木津第二中学校教頭	令和4・5年度
古和田 信也	木津南中学校教頭	令和4・5年度
城 佳子	相楽幼稚園教頭	令和4・5年度
名島 貴子	木津南中学校教務主任 木津南中学校教頭	令和4年度 令和5年度
山田 泰史	州見台小学校教務主任	令和4年度
堀井 浩平	加茂小学校教務主任	令和4・5年度
水野 美佳	山城中学校教務主任	令和4・5年度
滝本 拓郎	城山台小学校教務主任	令和5年度